

衆議院

内閣

委員会

議録 第二号

昭和六十三年三月二十二日(火曜日)

午前十時十分開議

出席委員

委員長 竹中 修一君

理事 近岡理一郎君

理事 戸塚 進也君

理事 宮下 創平君

理事 竹内 勝彦君

理事 有馬 元治君

理事 江藤 隆美君

理事 宮里 松正君

理事 村井 仁君

理事 谷津 義男君

理事 角屋堅次郎君

理事 井上 和久君

理事 川端 達夫君

理事 柴田 睦夫君

出席國務大臣

國務大臣 小淵 惠三君

内閣官房長官 高島 修君

國務大臣 高島 修君

(総務庁長官)

出席政府委員

人事院事務総局 中島 忠能君

給与局長 川崎 正道君

人事院事務総局 職員局長 宮脇 善介君

内閣総理大臣官 房広報室長 文田 久雄君

内閣総理大臣官 房管理室長 平野 治生君

内閣総理大臣官 房参事官 手塚 康夫君

総務庁人事局長 石川 雅嗣君

総務庁恩給局長 手塚 康夫君

委員外の出席者

第一類第一号

内閣委員会議録第二号

昭和六十三年三月二十二日

第一類第一号

内閣委員会議録第二号

昭和六十三年三月二十二日

総務庁恩給局長 鳥山 郁男君

大蔵省主税局調 査課長 長野 彪士君

厚生省年金局年 金課長 松本 省藏君

郵政大臣官房人 事部給与課長 磯井 正義君

自治省行政局公 務員部公務員第 二課長 柘植 一郎君

自治省行政局公 務員部福利課長 鈴木 正明君

内閣委員会調査 室長 大澤 利貞君

委員の異動

三月十日 補欠選任

三月十日 井上 和久君

三月十一日 大久保直彦君

国家秘密法案の再提出反対に関する請願(田邊 誠君紹介(第七七八号))

同月十六日 スパイ防止法制定に関する請願(鳩山邦夫君紹 介(第八八九号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第 九号)

○宮下委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため、指名によりまして、私が 委員長の職務を行います。

内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案を 議題といたします。

趣旨の説明を求めます。高島総務庁長官。

恩給法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○高島國務大臣 ただいま議題となりました恩給 法等の一部を改正する法律案について、その提案 理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和六十三年における公務員給 与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総 合勘案し、恩給の年額及び各種最低保障額を、昭 和六十三年四月から、一・二五%増額し、恩給受 給者に対する処遇の適正な充実を図ろうとするも のであります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら んことをお願いいたします。

○宮下委員長代理 これにて趣旨の説明は終わ りました。

○宮下委員長代理 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。田口健二君。

○田口委員 私は、ただいま議題になっておりま す恩給法等の一部を改正する法律案を中心にし て、幾つかお尋ねをいたしたいと思います。

まず初めに、所管大臣であります高島総務庁長 官にお尋ねをいたしますが、恩給制度は我が国で 最も古い年金制度でありまして、関係者は恩給は 国家補償であるというふうに言っておりますが、 大臣は恩給の性格をどのように理解をしておられ

ますか、その所見をまず伺いたいと思います。

○高島國務大臣 恩給の意義及び性格につきまし ては、恩給法上特段の規定をいたしてはございま せん。学説はいろいろあるようでありますけれど も、私どももいたしましては、恩給は、相当年限 忠実に勤務して退職した場合、二番目として、公 務による傷病のために退職した場合、または三番 目として、公務の特殊な関係に基づき、使 用者としてその公務員またはその遺族に給付する ものであり、その意味において国家補償的性格を 有する年金制度であると考えているところでござ います。

○田口委員 これまで恩給制度は国家補償の精神 に基づいてその改善が行ってこられたというふう に思っておりますが、今後の恩給改善 の基本的な考え方について、重ねて伺いをいた したいと思っております。

○高島國務大臣 ただいま御指摘のように、長年 公務に従事した者、戦没者遺族、戦傷病者等に対 する国の補償として支給するものでございまして、 それにふさわしい処遇がなされるべきである という基本的な考え方に基づきまして、今後とも最善 を尽くして対処をまいりたいと考えております。

○田口委員 今回の法律改正案におきましては、 六十三年四月から恩給年額を一・二五%増額をす る、こういうことになっておられるわけでありま すが、この改正方式と、恩給法第二条ノ二に定めて おりますこの規定についてどういうふうな考え方 でおられるのか。たしか昨年は約二%のアップだ と いうふうに私も承知をいたしておられるわけでありま すが、今回は一・二五%となる、こういうことにな っておりますわけですが、今申し上げました 恩給法第二条ノ二との関連について考え方を何

いいたしたいと思いますし、同時に、総合勘案方式と申しますか、こういうやり方というものを今後も続けていこうとなされるのか、その辺についてもお伺いをしたいと思います。

(宮下委員長代理退席、委員長着席)

○石川政府委員 昭和六十三年度の恩給年額の改定に当たりましては、先ほど大臣もお答え申しましたように、恩給が国家補償の性格を有するものであること、また、対象者がすべて既裁定者でありまして新規の参入者がなく、このため対象者が極めて高齢化してきている、それから、過去相当長期間にわたりまして給与スライドが続けてきている、こういったような特殊性を考慮しつつ恩給年額の実質価値の維持を図る、こういう観点から、恩給法第二条ノ二の規定にのっとりまして、諸般の事情を総合勘案して一・二五%の改定を行うこととしたものでございます。

具体的には、昭和六十三年におきます公務員給与の改定率一・四六%、これは国家公務員の基本的な俸給表と考へられます行(一)の本俸の改定率でございますが、この一・四六%という数字、それからまた消費者物価の上昇率、これは予算編成時の見込みでは〇・二%というふうに見込まれていたのでございます。確定値は〇・一%になったわけでございますが、こういった諸般の事情を総合勘案して定めたものでございます。

今後とも、恩給年額の改定を行うに当たりましては、基本的にこうした考え方に沿うことが適当であろうというふうに考えております。

○田口委員 今お答えがありました、昨年の場合はたしか二%のアップ、今回は一・二五%で、今御説明がありましたように、公務員給与の引き上げが実質的に本給で一・四六%あるのは消費者物価の動向が〇・一%という数字はわかるのであります。そういう状況の中でなぜこの一・二五%という数字が出てくるか、なかなか理解ができないのです。昨年も同じようなことがあったと思うのであります。総合勘案だからと言われればそれまでなんです。

ちなみに、昨年の二%の引き上げ、それから今回の一・二五%の引き上げ、これは公務員の基本給の引き上げ率から換算をいたしますと大体同じぐらいの率になっておるんじゃないかなというふうに思っております。

そうしますと、今お答えがありましたように、今後とも大体そういうふうな方向でもって恩給の改定が行われるというふうな考えでよろしいのでしょうか、お尋ねをいたします。

○石川政府委員 恩給年額の改定に当たりましては、先ほどもお答え申し上げましたけれども、恩給が国家補償の性格を有するものである等、恩給の持つておりますさまざまな特殊性を考慮しつつ実質的な価値の維持を図る、こういう観点から、恩給法第二条ノ二の規定にのっとりまして、諸般の事情を総合勘案して改定していくということでございまして、今後とも私どもとしましてはこうした考え方に基本的に沿うことが適当であろうというふうにお答え申し上げたいと存じます。

○田口委員 基本的な考え方というものはそういうことだろうと思うのでありますが、私が今お尋ねをしておるのは、今回の一・二五%、昨年は二%、これは昨年並びに一昨年には一・二五%、公務員給与の引き上げ率から勘案をいたしますとたしか〇・八%という数字が出てくるんじゃないかと思うのですが、大体そういう考え方でもっていわゆる総合勘案方式の中で年金を改定していく、額を決めていく、これは基本的には大体変わらないうことは事実でございますか。

○石川政府委員 ただいま申し上げましたようなことでもって、そのときにおきます公務員給与の改定あるいは物価その他もろもろの事情を総合勘案して決めていくということでございます。また、六十二年の改定率、六十三年の改定率、たまたま数字としては非常に近い数字であるというところは事実でございます。

○石川政府委員 昭和六十三年の恩給費予算は一兆七千六百六十六億円でございまして、年金恩給受給者数は二百八十四千人と見込んでおります。また、これを文官と旧軍人に分けて見ますと、昭和六十三年の文官等恩給費につきましては、予算額は一千七百七十六億円、受給者数は十一万二千人、旧軍人遺族等恩給費につきましては、予算額は一兆五千九百九十億円、受給者数は百九十七万二千人と、それぞれ見込んでおります。

○田口委員 今御説明がありました恩給の受給者約二百八十四千人ということですが、先ほどの最初の御答弁の中にも、恩給の場合には既裁定者だけだということに言われておるわけでありまして、一体この人数、二百八十四千人の方は今後どういふような推移をたどっていくとお考えになっておるのか、おわかりでしたら説明をいたしたいと思っております。

○石川政府委員 年金恩給受給者数につきましては、昭和四十四年度の二百八十二万五千人をピークに年々減少しているわけでございますが、昭和六十三年の予算で見込みました受給者数は、先ほど申しましたとおり二百八十四千人でございます。これはピーク時の七三・八%に当たります。

恩給受給者の今後の見通しでございますけれども、受給者の失権による減少をどのように見込むか、その推計が大変困難な問題であるわけでございまして、仮に、昭和六十三年の予算において見込みました受給者数を基礎といたしまして、厚生省の人口問題研究所が作成いたしました簡速静止人口表というのがございます。これは昭和六十年度のデータに基づいて作成されたものでございまして、けれども、この表の年齢別死亡率などを用いて推計いたしますと、恩給受給者全体では、五年後の昭和六十八年度には約八十三万人で、六十三年の昭和六十八年度には約八十三万人で、六十三年の恩給受給者数の八八%、十年後の昭和七十三年度には約五十二万人で、六十三年の受給者数の七三%、二十年後の昭和八十三年度には約六十九万人でございまして、六十三年の受給者数の三三%になるものと見込んでおります。

○田口委員 昨年もこの恩給の改正の審議をいたしました場合に、当委員会でも全会一致で附帯決議というものがつけられておるわけであります。この附帯決議に対する政府としての姿勢について、まず基本的な点をお伺いをしたいと思います。

○高島国務大臣 附帯決議は国権の最高機関たる国会の御意思でございますので、政府といたしましてはこれを十分尊重いたしましてその実現にできる限りの努力をいたしますことは当然のことであると考へております。

御決議の中にはなかなか難しい問題を含んでいるところもございまして、今後とも国会の附帯決議の御趣旨を踏まえつつ検討してまいりたいと存じます。

(委員長退席、宮下委員長代理着席)

○田口委員 ただいま大臣の方から、附帯決議については十分に尊重し実施ができるように努力をいたしたいという御回答がございましたが、これは、昨年度委員会決議をいたしました附帯決議の実施状況というのはいくつかの状況になっておるのか、ひとつ御説明をいたしたいと思っております。

○石川政府委員 お答えする前に、先ほど私がお答えしました数字をちょっと違えたようでございまして、訂正させていただきます。

先ほど、五年後の昭和六十八年度には約八十三万人と申し上げたようでございますが、これは約百八十三万人の誤りでございまして、訂正させていただきます。

ただいまの御質問でございますが、衆議院の当委員会におきます附帯決議のその後の実施状況についてでございますけれども、まず、附帯決議の中に恩給の実施時期に関するものがございまして、これは、「恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をするとともに各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。」というところでござい

この点につきましては、恩給年額の改定は社会経済の諸事情の変動に対応しまして恩給の実質的価値を維持することを目的とするものでございまして、このような変動の状況をあらわす指標として、前年度の公務員給与の改善等にそのよりどころを求めているわけでありまして、恩給年額の水準そのものがいわゆる一年おくれになっているというふうには私どもも考えていないところでござい

ます。また、各種改善の実施時期の一本化につきましては、厳しい財政事情等種々の制約もございまして、今後慎重に検討させていただきたいというふう存じております。

それから次に、「恩給の最低保障額」については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること」というふうな附帯決議がございまして、

この点に關しまして、最低保障額の改善については、公務員給与の改定、他の公的年金の給付水準との均衡等を勘案してその額を決めてきたところでありまして、昭和六十三年度におきましても各種最低保障額を同年四月から一・二五%引き上げることとしたところとございまして、

また、普通扶助料の給付水準の改善につきましても、基礎俸給の格上げ、加算年の金額計算への算入、寡婦加算制度の導入等優遇措置を講じてきておりまして、昭和五十二年以降は特にその最低保障額の改善に努めてきたところでござい

ます。次に、「外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること」という附帯決議がござい

ます。この点につきまして、未指定の外国特殊法人及び外国特殊機関につきましては、組織の沿革、機関の性格、人事交流の実態等を総合的に勘案して、また、内地における同種の国策会社等について通算を認めていないというようなことの均衡から見ましても、通算の対象とすることは適当では

ないと考えているところでござい

ます。また、「旧満洲国軍内の日本人軍官の処遇問題について検討すること」という附帯決議がござい

ました。この点につきまして、旧満洲国の軍人等外国政府職員期間の通算は、旧満洲国等の特殊性、それから我が国公務員との人事交流等を得ない場合に限り特例措置として認めているものでございまして、これをさらに拡大するということは適当ではない、こういうふうな考えているところでござい

ます。○田口委員 今のお答えの中で、一つ入っていないのでありますが、例年附帯決議において「恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること」と、これがずっと決議としてついでにおるわけですね。私どもも考えてみますと、老齢福祉年金

実質的には七十歳以上から支給をされる、それが現在五十六万九千円、新しい法案では六十三年から五十七万六千円というふうに変わつてきておるようでありまして、非常に高齢者であるというところと五十六万九千円というこの金額から見ても、恩給受給者に対する老齢福祉年金の併給制限というのは撤廃をするかあるいはもう少し大幅に引き上げていく、そういうお考えは持たないものかどうか、まづお伺いをしたいと思います。

○松本説明員 お答えをさせていただきます。恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃せよという附帯決議が本委員会が昨年ついでにおることにつきましては十分承知をしておりますわけ

でございますが、先生御承知のとおり、老齢福祉年金と申しますのは、国民年金制度がスタートいたしましたときに既に高齢で、当時、昭和三十六年度でございすけれども、五十歳以上で国民年金制度に加入できないという方々に対してまして、老後生活を支えるための公的な給付をいささかも受けることができないという方々を対象といたしまして、金額国庫負担で、また無拠出、いわゆる保険料の負担なしというふうなことで、そういう方々に対して支給をするというふうなことで

でスタートをした制度でござい

ます。したがって、他の公的な年金あるいは恩給というふうな老後生活を支えることができるような要素を持つた公的な給付が受けられる方々に対しては、従来より老齢福祉年金の受給を御遠慮願つていただくというふうなことになるわけでございます。

しかしながら、現実には非常に額の低い公的な給付というものがございまして、そういう方々に対しては、そういう要素を勘案して一定の額までは老齢福祉年金を支給する、併給するという仕組みになっているわけとございまして、

こういう老齢福祉年金の基本的な仕組みからいまして、併給制限を撤廃するというのはなかなか難しい問題ではなからうかと承知をいたしているわけ

でございます。さらに、先生御指摘のように、現在の併給制限の限度額、五十六万九千円という額でござい

ます。これが低過ぎるというお話でござい

ます。いろいろな見方があるかと思ひますが、先ほど申しましたように、老齢福祉年金と申しますのは全額国庫負担、無拠出の制度でござい

ます。国民年金制度の中には、拠出を前提としたもので五年年金あるいは十年年金というふうな本来の年金制度がいろいろございまして、

そういうふうな大幅に引き上げをするというふうなこともなかなか難しいのではなからうかと考えているわけ

でございます。今先生から御指摘がございましたように、六十三年度の予算が成立いたしましたならば、六十三年度におきましてはこの併給限度額五十六万九千円を五十七万六千円という形で引き上げをさせて

いただくというふうに考えているところでござい

ます。○田口委員 続いて、これも附帯決議に關係する問題であります。さきの参議院内閣委員会における附帯決議、戦地勤務に服した旧日赤看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金の増額について適切な措置をとるよう、

こういう附帯決議が行われておるわけであり

ます。今申し上げました慰勞給付金の増額についてどのよう

に政府はお考えになつておるのか、これを増額する

意思があるのかどうか、お尋ねをいたしたいと思ひ

ます。○文田政府委員 お答え申し上げます。先生御案内のとおり、旧日本赤十字社の救護看護婦及び旧陸海軍の従軍看護婦に対しまして慰勞給付金は、女性の身でありながら、赤紙召集あるいは陸海軍の命令によりまして今次大戦の過酷な戦時衛生勤務に服した、また、引き続きまして海外に抑留された、こういう御苦労に對しまして、国として御苦労に報いようというところでござい

てございます。

○田口委員 今お答えがあったように、十一万から三十四万という幅がありますけれども平均が十三万、一番下の方におるわけですね。やはりそういう実情を考慮していくならば、冒頭あなたの言われたこの慰労給付金の設けられた趣旨というものをお考えれば、余りにもこれは低過ぎるのではないかと、兵役の義務のない女性の身でありながら、軍の命令によって長年にわたって戦地や事変地に派遣をされてそこで軍人と同じような苦勞をされた方々で、既に今日から考えますと多くの対象者の方が高齢化をしておると思うのです。ですから、そういう点を考えますと、ぜひともひとつ増額をしていただきたい。

それからもう一つ、これは念のためにお尋ねしておきますが、今の現状からいってこれは予算措置でしよう。法律的に制度化をするお考えはないのかどうか、最後にお尋ねしておきたいと思えます。

○文田政府委員 お答えいたします。

先生御案内のとおり、旧日赤の看護婦ににつきましては昭和五十四年度から、陸海軍の従軍看護婦につきましては五十六年度からそれぞれ措置されてきておるところでございます。既に九年度、日赤におきまして円滑に事務処理が講ぜられてきておるといふ次第もありまして、先生御提示の法制化ということとは非常に困難であるとお考えおる次第でございます。

○田口委員 それでは次に、昭和六十一年に共済年金制度あるいは厚生年金制度が大改革をされました。これに関連をして、恩給制度の部分についてもいわゆる行革審の方からこの見直しについて実は答申が出ておるわけですね。

これについては一体政府としてはどのようにお考えになっておるのか。この答申に基づいて見直しをしていこうというふうにお考えになっておるのか、そのことをまずお伺いをいたしたいと思えます。

○石川政府委員 お答えいたします。

公的年金制度改革に関連いたしました恩給制度の見直しにつきましては、鋭意検討を行ってきたところでございますが、恩給は先ほど申し上げしておりますように国家補償的性格を有する制度であり、公的年金制度改革との関連において見直しを行うに当たりましては、恩給制度は、まず相互扶助の精神に基づき保険数理の原則によって運営される公的年金とはその基本的性格を異にするという点、それから次に、その対象者がすべて既裁定者であり新規参入者がないということ、それから、対象者の大部分が旧軍人という特殊な職務に服した者やその遺族でありまして極めて高齢であること、こういった特殊性を考慮する必要があること、制度の基本的枠組みを変更することは適当ではない、こういうふうにお考えをいただいております。

しかしながら、恩給も年金としての機能という点から見れば公的年金と共通する面があるわけでございます。これとの公平を図るためのバランスという見地から、私どももいたしましては、スライド方式のあり方、多額所得による普通恩給の停止制度等を中心的な課題として検討を行ってきたところでございます。

その検討結果を踏まえまして、昭和六十二年度の恩給年額の改定に当たりましては、従来の公務員給与スライド方式にかえて、物価の変動、公務員給与の改善その他の諸事情を総合勘案する方式を採用してまいったわけでございまして、それと同時に、また公的年金改革の趣旨を考慮し、社会的要請にこたえるために、多額所得による普通恩給の停止制度の一部を強化する改正を行ったところでございます。

○田口委員 そうすると、行革審から他の公的年金制度改革に伴って恩給制度についても見直すようにという答申が出ておまして、先ほど冒頭の方で今後の恩給改善の方法、基本的なあり方についてお答えがありましたけれども、今のお答えでは今後やはりそういう方向に進めていきたい、こういうふうな理解をしてよろしいのでしょうか。

○石川政府委員 昭和六十三年年度の恩給年額の改定におきまして、今申し上げましたのと同様の考え方で、同じような方式によりまして一・二五%の改定を行うこととしたわけでございまして、今後の恩給年額の改定に当たりましては基本的にはこうした考え方に沿ってやってまいりたい、このように考えております。

○田口委員 事務的なことになりましたが、この法律案が成立をいたしますと、増額改定後の恩給証書の受給者に対する交付、あるいは増額分の恩給というものは現実的にいつごろから支給をされていくことになるのか、その手続についてちよつとお伺いをしておきたいと思えます。

○石川政府委員 お答え申し上げます。

恩給年額の増額に伴います改定事務の処理につきましては、その迅速化を図るため、従来から私ども事務的にいろいろ努力をいたしているところでございますが、現在御審議いただいております今回の恩給改善につきましては、増額改定後の恩給が支給されるのは七月の支給期でございますので、法案が成立した後、これに間に合うように一日も早く新しい証書を受給者の手元にお届けすべく、改定についての事務処理計画を立てて準備作業をしております。

改定作業の日程では、法案成立後速やかに郵政省の貯金事務センターへ新証書の発送を開始いたしまして、増額改定後の最初の恩給が支給される七月六日までは、支給郵便局長から新証書を受給者に交付するとともに、新額により支給できるように努力をしております。このように考えているところでございます。

○田口委員 次に、関連をしてお尋ねをします。さきの公的年金改革に関連をいたしまして、地方公務員関係労働組合共闘会議などの関係団体から陳情が出ております。

地方公務員共済年金制度において、一般方式適用の既裁定者については年金の実質価値を維持するためのスライドまでも停止をされるという措置

がとられておるわけでありまして、このスライドの趣旨から見てこの停止措置は解除すべきではないかというふうにお考えのようですが、いかがでしょうか。

○宮下委員長代理 ちよつと順序を変えてください。

○田口委員 それでは、今の問題はちよつと保留いたしまして、後ほどお尋ねをさせていただきます。

そこで、関連であります。人事院の方にちよつとお尋ねをいたしたいと思います。

六十一年十一月二十九日でありまして、衆議院大蔵委員会におきまして、公務員の共済年金の水準等について人事院の意見を踏まえて引き続き研究、検討を行う旨の附帯決議が行われております。この附帯決議の後、我が党でも幾たびかこの問題について質問をしておりますが、現在、人事院の調査の進展状況はどのようなところか、ひとつ御報告をいただきたいと思います。

○中島(忠)政府委員 当該附帯決議にお答えしていくために、人事院としては三つの事項について調査をする必要があるかと考えております。

一つは、やはり何といいたしても民間の企業年金の実態でございます。その企業年金につきましては、制度調査と実額調査をそれぞれ分けて調査をいたしておりますが、制度調査の方はほぼ調査が終わりました。集計も近いうちにできると思えます。実額調査の方は、現在企業から調査を回収いたしました集計中でございますが、双方とも集計が終わりましたら、他の公的機関においても同様の調査も見られますので、そういうものもあわせて分析調査をいたしたいと考えております。

その二は外国の公務員の年金制度でございますが、これにつきましても既に二度調査に出かけておりまして、その調査の結果につきましてもほぼ終了しております。

三番目は退職公務員の生活実態調査でございます。

すが、この生活実態というものを調査いたしました、できるならば民間企業にお勤めになりまして退職された方の生活実態をも調査し、それとあわせて集計、分析したいと考えております。いづれにいたしましても、それぞれの調査をできるだけ早く終了したいと考えております。

○田口委員 状況としてはわかりました。そこで、具体的にちよつとお尋ねをしておきたいと思うのでありますが、わかる範囲で結構であります。

まず第一は、企業年金の普及状況というのは一体どういう状況になっておるのでしょうか、おわかりでしたら御説明をいただきたいと思ひます。○中島(忠)政府委員 企業規模百人以上の企業についての調査の結果でございますが、六十一年春の時点において人事院で調査いたしましたところによりまして、五〇%を少し超えるところの企業が企業年金を導入しております。六十二年春の時点、一年後の時点の調査ではそれが少しふえまして、ほぼ六〇%程度の企業において企業年金を導入しておるというふうに私たちは把握いたしております。

人事院の調査の結果においてそういうことでございますが、この企業年金につきましては厚生省を初めといたしましてそれぞれ調査がございまして、そういうものを見ましても毎年その数がおえておるといふのが実情でございまして、私たち、客観的な数字で見るとおきましては企業年金は現在普及の途上にあると考えております。

○田口委員 企業年金と一口に言ひましても、税制適格年金であるとかあるいは調整年金、さらには自社年金、こういう大きく三つに分類ができるのではないかと思ひますが、それぞれは別にして、総体的に見ましてこの企業年金の原資というものが一体どういふものから構成をされておるのか、この辺がおわかりであればひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○中島(忠)政府委員 私たちが把握いたしましたところによりましてお答え申し上げますと、やは

り一つは従業員負担がございまして。それから第二番目におきましては事業主負担、企業負担といひますか、それがございまして。それから第三番目は退職一時金を振りかえまして企業年金の原資に充てておる。大まかに申し上げまして以上三つかというふうな考えでおります。

○田口委員 前二者の場合はわかるのですが、三番目の、退職一時金を企業年金の原資に振りかえておる、こういうお答えでありますけれども、どのぐらいの企業で、どの程度いふゆる退職一時金から企業年金の原資に振りかえられていつておるのか、その辺もわかればひとつお知らせをいただきたいと思ひます。

○中島(忠)政府委員 私たち、調査をいたしまして現在集計中でございますが、私が記憶いたしておりますところでは、現在五〇%を超える企業におきまして退職一時金を企業年金原資に振りかえておる。そして、どれくらいかの退職金を振りかえておるかといいことでございまして、手元に数字を持つておりませんので定かでございますが、これもたしか五〇%を超えておつたと記憶いたしております。

○田口委員 五〇%と言われたわけでありまして、私の予想した数字よりもかなり高い数字を今言われたような感じがするわけでありまして、間違ひないでしようね。

○中島(忠)政府委員 恐らく間違ひないと思ひますが、ただ、つけ加えて御説明申し上げますと、そういうような企業年金を持つておる企業におきましては、退職一時金で受け取るか、あるいは企業年金で受け取るか、選択制をとつておる企業がほとんどだと記憶しております。

○田口委員 その選択制の問題も一つあるわけですが、五〇%程度の企業で、企業年金の原資がいふゆる退職一時金から振りかえられていつておる、この辺について、将来的な推移というのはどうなんでしょう。やはりこういう程度の形で推移をしていくのか、あるいはさらに将来的には少しまた変わった形をとつていくのであろうか、その

辺の判断というのを一体どのように給与局長はお考えでしようか。

○中島(忠)政府委員 私たちは、企業年金調査を行います場合に、いろいろな項目についてもあわせて調査をいたしております。その中で、企業年金についての企業側の責任者といひますか、その人たちがこれについて将来どういふふうな考えでおるかといふことについても調査をいたしておりますが、ほとんどの場合、非常に多くの責任者が、従業員の老後保障といふことを考えて企業年金を将来充実させたいといふふうな考えでおります。

その考えがどういふ項目についてどのようになつていくかについては私たちが申し上げかねますけれども、やはりいろいろな要素から企業年金が成り立つておる、その要素につきましても、もう少し従業員の福利厚生のために充実させていきたいといふふうな受け取るのが自然かと思ひますが、退職一時金がどのように企業年金に使われていくかといふことにつきましても、今後変化はしていくだろう、流動的だと考えた方が素直じゃないかと思ひます。

○田口委員 そうしますと今のお答えでは、企業年金の特に中身について現状で言うならばかなり流動的である、現状のまま固定化をした方向をとるのではない、こう人事院としては理解をしておる、このように考えてよろしいわけでしょうか。

(宮下委員長代理退席、戸塚委員長代理着席)

○中島(忠)政府委員 先ほど企業年金の普及状況についてお尋ねがございました。私たちの調査の結果によりましてあるいはまた厚生省その他の公的な機関の調査の結果によりまして、企業年金を導入する企業が毎年ふえておるといふことを一つ御答弁申し上げます。また、企業年金の原資を初めといたしまして、企業年金のそれぞれの構成項目につきましても将来充実させていきたいと考えている、そのように答えた企業年金の責任者が多いといふことをあわせ考えますと、企業年

金の姿が現在の時点において相当固まつておるといふふうな受け取るわけにはいかぬだろう、やはり現在一つの経過的な時点じゃないかといふふうな私たちは受けとるべきだと思ひます。

○田口委員 企業年金は恐らく今後充実、拡大の方向はたどつていくであろうといふふうな私も予測をいたしておりますが、同時にまた、現状の姿で固定化していくといふものでもなからう、このようにも思ひわけであります。

ここに新聞記事があるのですが、六十二年十一月四日の日本経済新聞のコピーであります。この見出しの中にも企業年金制度の定着といふのはかなり時間がかかつていくだろう、こういうふうに見出しとしてございまして、その中身についても、原資の問題、資産運用の問題、いろいろなのが書かれておるわけですから、これから拡大をされていくにしても内容的にはかなり将来変わつてくるのではなからうかといふ認識を私は持つておるわけでありまして。

そういう点で、冒頭に申し上げました、人事院が今調査研究をなされておる問題についていろいろどういふ形で意見を発表されるのか、その辺について予定がありましたらお知らせをいただきたいと思ひます。

○中島(忠)政府委員 六十年秋に新しい共済年金制度といふものが国会で可決成立し、翌年四月から施行された。現在施行後二年を経過しようとしておるときであります。法律といふもので制度が確立してそれが施行されて二年だといふことを考え、また、私たちがこの際意見を申し上げることはその制度の改正のきつかけといふものを提供することになるといふことをあわせ考えますと、先ほど御答弁申し上げましたように、企業年金の制度といふのが人事院の認識といたしまして定着はしてないのじゃないかといふことを考えますと、どのように入人事院として附帯決議に対応していくかといふことにつきましては、正直なところ実際は現在苦悶しておるところでございまして、ただ苦悶するばかりでもしうございませ

が、いろいろなことを御答弁申し上げましたけれども、そういう御答弁に対する議員先生方の反応、国会側の意思というものがよく把握して私たちは集計し、意見を取りまとめる時期というものを考えていきたいと思ひます。

○田口委員 私どもも、この附帯決議にありまいたければ共済年金の職域年金部分、それから関連をして企業年金、このことに非常に関心を持って今日まで見詰めてきたわけでありまして、今人事院の方からいろいろと御答弁がありまして、率直に幾つかいろいろな問題を抱えておるといふ認識をしておるわけでありまして、今御答弁がありまして、今後の運びについてはこの点については慎重に扱っていただきたい、このことを最後に要望を申し上げておきたいと思ひます。

それから、自治省お見えになったようですから、前に戻つてお尋ねをしたいと思ひます。

さきの公的年金改革に関連をしまして、地方公務員関係労働組合共闘会議などの団体から陳情がございまして、地方公務員共済年金制度において、一般方式適用の既裁定者については年金の実質価値を維持するためのスライドまでも停止をされるという措置が現在とられておるわけでありまして、スライドの趣旨からいましてこの停止措置を解除するお考えはないのか、まずその辺からお伺ひしたいと思ひます。

○鈴木説明員 お答えいたします。

六十一年の制度改正のときにおきまして、新しい制度での年金とのバランスということで、既裁定の年金につきましても裁定がえということが行われたわけですが、その際、これまでの既得権を保障するという意味で、従前得ていた年金額についてはこれを保障する、こういう仕組みをとったわけでございます。

先生御指摘のとおり、年金改定が行われた場合には、裁定後の額に對しまして年金の改定措置を講じまして、その額とこれまでもらっていた従前の額とを見まして、従前額が高い場合にはその額まで保障するというにいたしましたわけでございます。

ます。結果といたしましては、高い従前額をいただいて年金の方は、その改定後なお裁定がえ後の額が下回っている場合にはスライドが働かないということになっておりますが、これは新制度のもとの年金水準とのバランスを図る、あるいは若い世代と年金を受給する世代とのバランスを図るということとされておるところでございます。

○田口委員 ちよつと私の理解が間違つておるかどうかわかりませんが、先ほどから恩給制度についてその基本的な考え方、性格というものをずっとお尋ねしてまいつたわけですが、既裁定者の中で、私自身もそうなんです、年金受給資格期間の中で旧恩給部分と共済部分とがあるわけですよ。今停止になっているというのはほとんどこういうケースの方でしょうか。

確かに共済年金という一つの制度から見れば今お話しのようなことは理解できるのですけれども、恩給部分というのは、そうすると、これは共済年金とはかなり性格が違うということでは、先ほどからずっと政府の方から御答弁があつたので、恩給部分というのはやはり生かしていくのが当然の姿ではなからうかという気がするのですが、その辺はどうなんですか。

○鈴木説明員 お答えいたします。

その点につきましても六十一年の制度改正のときに議論がなされたわけですが、既裁定の年金につきましても、そういったものはすべて共済年金という形で裁定がえを行うということにいたしました。おっしゃるとおり共済部分と旧法部分とがございまして、それにつきましても新しいいわゆる通年ルールという形で裁定がえを行う、一つの性格のものとしてとらえる、それで、改定に当たりましても同じように改定措置を講じて従前額との比較をする、こういう考え方をとった次第でございます。

○田口委員 続いてお尋ねいたしますが、十大大都市退職職員団体連絡協議会からも今申し上げましたような陳情が出ておるわけですが、さ

らに、再就職による年金の支給停止措置というものが出てくるわけですね。これは退職後の生活安定あるいは再就職の妨げとなる、こういうことで皆さん大変心配をしておるわけですが、これは緩和をしていただくべきじゃないかと思うのですが、その辺についてどうにお考えでしょうか。

○鈴木説明員 お答えいたします。

今御指摘のとおり、年金を受給されておる方が、国家公務員あるいは地方公務員の各共済制度において年金を受けている方が、民間サラリーマン等に再就職した場合には、お話しのように一定の給与所得を得る方につきましてもは年金の一部の給停止という制度がとられております。これは、退職や障害によりまして所得能力を喪失するという方々に対しては所得保障を行うということで年金というものができているわけでございますので、所得のある方については年金の一部の停止を行うということでございます。しかし、停止率等を決める場合には、やはり激変緩和の措置も必要というところで、急激な変化を来さないように十年くらいかけての経過措置を設けているところでございます。

○田口委員 それではここで一応年金恩給関係につきましましては終わります、時間短縮、土曜開庁のことについてこの機会に少しお尋ねをしてみたいと思ひます。

まず最初に、三月十五日にたしか郵政省では、郵便局の窓口閉庁というのでしようか、こういうことについて一定の決定をなされて発表されたことがかなり新聞などにも大きく取り上げられておるわけですが、この内容についてひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○磯井説明員 去る十五日に私どもの考えをお示したわけですが、今日の諸情勢を踏まえて、あるいはまた今日の時代的な趨勢というふうなものを認識いたしまして、あるいは一方民間の金融機関の動向にも留意しつつ考えるわけでございますが、現在第二土曜日と第三土曜日を閉庁しておる郵便局がございまして、貯金、保険

業務を中心としての郵便局の業務でございますが、この窓口について、六十四年二月をめぐにいたしまして毎週土曜日には窓口を閉じるという方向での具体的な検討をこのたび取り進めることにしたものでございます。

○田口委員 ちよつと抽象的でよくわからなかつたのですが、一口で言う、すべての窓口といひますか、すべての土曜日に窓口を閉ざす、こういうお考えだろうかというふうに思ふのですが……

○磯井説明員 もう少し具体的に申し上げますと、普通郵便局、それから集配特定局、これは郡部の集配部門を持つておる郵便局でございますが、これにつきましては貯金、保険の窓口はすべての土曜日閉庁。それから無集配特定局、これは窓口だけの郵便局でございます、それから簡易郵便局というのがまた別にございまして、これにつきましては原則として郵便、貯金、保険、三業務とも窓口閉庁、こういうことで考えております。

○田口委員 私ちよつと聞き漏らしたかも知れませんが、この実施時期でございますが、六十四年の二月、こういうことで理解していいですか。

○磯井説明員 これから具体的な詰めの検討に入るわけですが、約一年後の六十四年二月をめどにということに頭を置いております。

○田口委員 今回の郵政省の決定は、当然人事院の方からも報告などが出されております公務員の方から、これに向けての、移行への準備的な一つの経過措置である、このように理解をしてよろしいでしょうか。

は、公務員、あるいは特に郵政省の關係でいいま
すならば金融機關等との間で非常に密接な關係が
あるというふうに言われてきたわけでありまして、
それはもちろんであります、同時に今回の郵
政省の決定というものは、日本のいわば週休二日
制へ向けて、マスコミなども指摘をされているの
ですが、今回のこの決定が非常に大きな弾みになる
だろうというふうには指摘をしておるわけですね。

私はそういう意味で大変評価をしておるわけで
あります、こういう状況を見ながら、総務庁の方
は、たしか昨年十二月の九日だったと思うので
すが私も当委員会でも幾つかお尋ねをいたしました
が、その後の土曜閉庁の問題、四週六休は四月十
七日から本格実施をするというふうな前回は長官
の方からお答えをいただいたのであります、
その後の土曜閉庁の問題について、経過とそれか
ら今後どのような手続でそれを進めていこうとさ
れておるのか、ひとつ詳しくお尋ねをしておき
たいと思います。

○高島國務大臣 さきに委員から御質疑がござい
まして、私の方からそのときまでの経過並びに今
後の方針につきまして若干御答弁を申し上げた経
緯がございまして、
そうした経緯を踏まえまして、ただいま鋭意国
会あるいは地方公共団体ほかの機関との關係など
につきまして検討を深めておるところでございま
す。さらにまた、マスコミとか経済団体あるいは
労働団体、消費者団体等から幅広く意見を聴取
いたしているところでございますが、この意見には
いろいろございまして、積極的に賛成という御意
見もあれば、あるいは中には役所というところは
先憂後楽であるべきである、まずそのサービス
をもっと向上させるべきであって、極端なものに
なると土曜、日曜も開くように努力しろなどと
いう御意見の開陳をされた向きもありますが、お
おむね趨勢としては週休二日制を、ただし国家公務
員の場合におきましては四週六休ではございま
すが、閉庁方式で導入できるかどうかについては導
入すべき時期に来ているのではないだろうか、その

ことについて原則的にはかなり御了解がいただ
けるような状況になっておるのではないだろうか、
このように思っておるところであります。

私も総務庁がやっておるだけではありませ
ん、関係各省庁におきましてそれぞれ関係団体か
ら意見を聴取していただいておりますという段階で
ございまして、これらの御意向を踏まえながら、具
体的に閉庁できる官署は一体どの範囲になるかと
いうことについてもこれは決めなければならぬ
わけにございまして。

問題がありますのは、当然日曜日でも通常業務
を行っている交代制の官署、これについては従来
どおり交代制でやるべきであろうというふうな考
えておりますし、また、公共施設であつて土曜、
日曜などの利用率が極めて高いところ、これは土
日に閉めるというわけにはまいりません。例えば
博物館でありますとか美術館でありますとか、青
年の家とか少年自然の家など、むしろ土日に利用
率が非常に高いところについては、やはりこれは
その日に休むというわけにはまいらぬであろうと
いうふうな考えをしております。

さらにまた、教育の面で小中高校、これが二日
続けて休むことが教育上どういうものであるかと
いう問題がございまして、これらについては別途
御検討いただくべきであらうというふうに考えて
おります。

あるいはまた、病院とか療養所の外来部門など
についても、これを当面閉庁の対象としない方向
で検討が進められておるものと承知していただ
くべきでございまして。

その他、緊急時の対応等についても検討してま
いらないければならぬということもございまして
、ただいまこれらの問題を検討しながら、でき
るだけ早期に閉庁方式の導入についての政府の具
体的な方針を決定したいということも鋭意準備を
進めておるところでございまして。

○田口委員 現状については今大臣のお答えで理
解はできるわけでありまして、ただ一つ、先ほど
郵政省の方にお尋ねをいたしました、来年二

月には実施ができるように、めどであります。取
り組んでいきたいという話があるわけですね。そ
うしますと、全体的な公務員の場合には四週六休
でありますから、その土曜閉庁でありますから
、大体いつごろになるんだという見通しはまだ
立っていないものかどうか、その辺はどうで
しょうか。

○高島國務大臣 委員御承知のように、中曾根内
閣のときに六十三年度中に導入ということを決
定いたしました。そして竹下内閣になりました
から、関係閣僚会議において、ひとつ前向きに取
り組むべきであらうということで関係各大臣から
積極的な発言がございました。これを受けて
総務庁としては検討を進めておるところでござ
いまして、国会の対応、どのようにしていただ
けるのかなどの問題についてもまだ未調整のところ
がございまして。

その辺を踏まえながら、私もとしてはできる
だけ早期にということをお考えをしております。一
部マスコミ等に報じられておるようには、前向
きの姿勢であることであるならば年度末という
のは前向きではなからうということになれば、年
のかわり目あたりがいいのかなと思つて、具体的
な法案提出の時期というものが一つ問題がござ
いまして。今国会には残念ながらいろいろ調整が
間に合わないというところもございまして、した
がって、次の国会にぜひまともに出し得るよう
に私もとしては努力してまいりたいというふう
に考えております。次の国会がいづつになるか
ということについて私が申し上げる立場にござ
いせんので、その点についてはぜひ御容赦を賜
りたいと思つて、できるだけ前向きにということ
で、年のかわり目が一つのやはりポイントでは
ないのだからというふうに思つて。

そういうことになりましたと、ただいま郵政省か
らお話をいたしました、金融機関が二月に全
面的に窓口を閉めるというクロズドショップ・シ
ステムを取り入れるということもございまして、
仮に一月実施ということを考えますとその間に一

月ができてくるわけでありまして、金融機関は
既に月二回、第二、第三を休んでおられるわけ
でありますから、私も仮に一月導入をしたとい
たしましても矛盾したことはないのではない
かなというふうなことを今考えている最中
でございます。

○田口委員 今、大臣の方から法案の問題にお
触れになりましたが、提出時期の問題は別いた
しまして、前回も私もよくお尋ねしたので
すが、今総務庁の方では、土曜閉庁に向けての
法案というものはどういふ形の法案になるのか、
給与法の一部を改正すればいいのか、別個に
単独の法律を出さなければいけないのか、その
辺の検討状況についてわかつておれば教え
ていただきたいと思います。

○手塚政府委員 確かにこれまで四週五休
それから昨年御審議いただきました四週六休の
法案、これはすべて給与法で取り扱ってまい
りました。ただ、政府内部で今度閉庁問題
を考へるに当たりましては、やはり明治九
年以來続いてきた慣行を大きく変えるもの
でございまして、対国民の關係では給与法
だけで十分なのかどうかという議論がござ
いまして。そういう観点からは、やはり国民
に官庁についても土曜の閉庁があるというこ
とを、はっきり認識、理解していただくため
には、そのための法律が必要ではないかとい
う方に傾いております。

ただその場合に、その法律だけで足りるわけ
はないだろう、片や職員が閉庁に伴つて実
際にどういふ勤務条件になるか、勤務条件
の変更がございまして、そういう点はやはり
給与法で対応していかざるを得ないのでは
ないか、したがって、現時点では二本立て
になるのではないかと考えているところ
でございます。

○田口委員 続いて自治省の方にお尋ねを
いたします。
前回も私、地方公務員の四週五休、四週六
休等の状況については、国家公務員に比
べると全体的に取り組みがおくれてお
るのではないかと

とで幾つかお尋ねをしたのであります。今総務庁の方からは、現在の状況なり今後の手続を含めて考え方が出されたのですが、自治省としては、地方公務員の四週六休あるいは土曜開庁の問題については、どのように現状を認識され、あるいは今後どのような方向で指導していかれようとしておられるのか、このことをまずお伺いしたいと思います。

○柘植説明員 まず現状でございますが、地方公共団体におきまして四週六休制の試行状況につきましては、本年三月一日現在で全団体の四九・二％、都道府県は一〇・〇％、指定都市は四・〇％、市区町村は四八・五％が試行に入っております状況でございます。

今後の指導でございますが、四週六休制につきましては住民の理解を得ながらこれを進めていくという原則に立ちまして、試行に入っていない団体につきましては試行に入るよう、また、試行に入っております団体につきましては制度化を検討するように指導してまいりたいというふうに考えております。

次に閉庁についてでございますが、地方公共団体は窓口事務等住民に密着した業務を多く抱えておりますので検討すべき課題も多いというふうにお存じますが、この閉庁問題は国全体としての労働時間の短縮の観点から検討されているものでございまして、国が閉庁いたしました場合、地方についてもできるだけおくれることのないよう閉庁を導入することが望ましいと考えております。したがって、国における準備状況を勘案しつつその地方におきまして閉庁の方策を検討してまいりたい。また、その検討を踏まえまして適切な指導をしてまいりたいと考えております。

○田口委員 現状はお答えのとおりだと思いますし、国におかれることのないようにというのが私も基本であろうと思うのですが、全体的におくれているわけですから、試行からいわゆる制度化へ向けてのこの期間というのは、一体どのような方向で進められておられるのか。きちんと一定のこれこ

れの期間は試行の期間として経過をしなければ制度化をしてはならない、このようにお考えになっておられるのか、お伺いしたいと思います。

○柘植説明員 試行は、目的をいたしましてやはり年間を通じて四週六休制が円滑に進むということを確認するものでございまして、原則的には一年間の試行をした上でその確認を願いたいというふうに考えておりますが、試行をいたしました期間、時期あるいはその試行の状況を見まして、これは制度化いたしましたも大丈夫だと地方公共団体が判断されます場合には、必ずしも一年にこだわらなくてもいいのじゃないか、こう考えております。

○田口委員 時間も余りなくなりましたので、人事院の方にひとつお尋ねをしたいと思うのです。これは職員局長の、何というのでしょうか、主宰をしている会だと思えますが、勤務時間問題研究会、新聞報道などによれば、この六月にも中間報告を出すというようにことが報道されておるわけですが、今日までの議論の状況と、やはりどういことが一番問題になっておるか、その辺のあらましについてお知らせいただきたいと思えます。

○川崎(正)政府委員 先ほどからいろいろ御議論が出ておりますように、公務員の勤務時間をめぐる諸問題がございまして、例えば、勤務時間の短縮をどのようにしていくかとか、完全週休二日制をいつ公務の部門で実施するかとか、あるいは目前の問題をいたしましては土曜開庁方式をどのように実施していくか、あるいは労働基準法がこの四月一日から施行されますが、それとのバランスで公務の部内でのそういう労働時間問題、勤務時間問題をどう取り扱うか、あるいは休暇の問題についてどうするか、いろいろな問題がございまして、そこで、職員局といたしましては、そういった問題につきまして、いろいろ勉強をして我々なりの一つの目安、めどを得たい、こういうことで昨年の十一月からこの研究会を始めたわけでござい

ます。現在のところ、四回ばかり会議を開いてい

ただきまして議論をしておりますが、いつ、どのような形で答えを出していただくかということについては、まだ今ここで明らかにできるような段階ではございませんが、今委員お話しのように、できることならばこの六月ぐらいに中間の段階での議論の取りまとめをしていただければ、このように考えております。

○田口委員 今の職員局長のお話でも六月に一定のまとめをしてもらいたいということがあるので、新聞報道などによりまして、六月に中間報告を受けて、できればことしの夏の勧告の中に反映させたいなどという表現が出てきておるわけですね。そうすると、どうも今の職員局長のお答えではまだ余り具体的なものが無いので、そう

なるとちよつと私も問題を今感じているのですが、国会は常議的に言う五月二十五日で終わるわけですね。きょうは時間がありますから私はもうこれでやめたいと思うのですが、もう少し早目に具体的にその中身について説明なりができるようなことにはならないのかどうか、その辺ちよつとお尋ねしておきたいと思えます。

○川崎(正)政府委員 先ほど申し上げましたように、まだ議論の途中でございまして具体的にどのような答申をいただけるかということをご

で申し上げる段階ではございませんが、この四回の議論で私たちが感じておりますことは、研究会の委員の先生方の御意見は、前向きと申しましょ

うか、かなり積極的な御意見が多いように受けてお

めております。

○田口委員 ちよつと時間がありますけれども、以上で私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○戸塚委員長代理 次に、川端達夫君。

○川端委員 よろしくお願ひします。

恩給法等の一部を改正する法律案が付託をされたわけですので、まずそれについて何点かお伺いしたいと思ひます。

今回の法案は、恩給年額及び最低保障額を一・二五％引き上げるといふ内容ですが、昨年から、

いわゆる総合勘案方式というのですか、それまでの給与スライド方式から変えられたわけですか。それからいうと二年目になるわけですが、恩給改定に対する基本的な考え方をまず冒頭お伺いしたいと思ひます。

○高島国務大臣 昭和六十三年度の恩給年額の改定に当たりましては、先ほど申し上げましたが、恩給が国家補償的な性格を有するものである等の特殊性を考慮しながら、今お話しございましたように、恩給法第二条ノ二にのっとりまして、諸般の事情を総合勘案し、つまり給与改定あるいは物価の状況等勘案をいたしまして一・二五％の改定を行うこととした次第でございます。

○川端委員 去年も議論になったのですが、総合的に勘案するということでは非常に漠とし過ぎて、どうでもなるんじゃないかということがありまして、そういう意味で、具体的に今年度一・二五％になったわけですが、六十三年度の場合ですと二・〇％、このときの公務員の給与改定は二・三％であった、あるいは消費者物価は〇・七％上昇したというふうな今まで参考にしてきた指標というものがあつて、それに基づいて総合的にいうことで、どうなのかよくわからないけれども二・〇％になった。ことし一・二五という数字自体はどうお考えになったのか、準拠した数字といふものをもう少しわかりやすくお話しただけじゃないかと思ひます。

○石川政府委員 昭和六十三年年度の恩給年額の改定率は、ただいまお話がございましたように一・二五％ということをお願いしているわけでござい

ますけれども、この算定につきましては、恩給の国家補償的な性格を踏まえ、公務員給与の改定率、これは国家公務員の基本的な俸給表と考へられます(一)の俸給表の本俸の改定率が一・四六％でございます。この公務員給与の改定率一・四六％という数字、それから消費者物価の上昇率、これは予算編成時の見込みでは〇・二％という見通しでございました。実際にはその後確定値として〇・一％という数字になっているわけでございま

すけれども、こうした国家公務員の給与の改定率あるいは消費者物価の上昇率、これらの諸般の事情を総合勘案して一・二五という数字を算定したわけでございます。

○川端委員 私いろいろと数字を、今おっしゃったのをもとにして去年とことし相関性があるのかなと思つてやってみましたけれども、よくわからないですね。国家補償的な意味がある、これはもちろんなんです。これが非常に重要な性格であるということと同時に、国家公務員の給与の改定率、それから消費者物価の見通しというものを考えられたときに、ずっと今までは、一昨年の場合ですと給与回帰分析方式ということで公務員給与を基準として算定をされる、それからその前は給与スライド方式、もっと前になりますと逓増率、逓増率(逓増率)X0.9というふうな式等々で、今言われた数字をもとにしていわゆる数学的に出てくる数字をお使いになった。去年から総合的に勘案する、法の趣旨、条文そのままであるということであるわけですが、実際に恩給を受けられる方にとっては、こういう決まり方をしていくと非常に不安になってくる。

最近のように物価が非常に安定をしているあるいは給与の改定率も低いというときには、一・四六が一・二五であつた、まあまあ近かつたということなんです。物価がこのままずっと安定してくればいいですが、それが保証されていない、あるいは給与改定というものがどういう動向になるか、今年はどうも少し高いのじゃないかというふうに予想しているわけですが、そういうときには、どうも二年間で公務員の給与改定率を上回ることにはなさそうだし、これは何となく想像できる。それから、物価を足すんだらうか引くんだらうか。そういうふうな中では、こういうままの状態でお聞きをされると総合的に勘案するんだということ、あるいはそのときの政府の財政事情によつて鉛筆のなめ方がかなりフリーハンドになっているということ自体は非常に問題があるのではないかというふうに不安を抱くのではないかと思うのです。

そういう部分であるのに国家補償機能があるんだというふうにおっしゃる。国家補償的な機能を満足するのであれば、もう少し数字的に納得できる、裁量幅というのか、どうでもなりますよということでないようにすべきだと思つたのですが、その点は来年度以降にかかわつてくることだと思つたのですが、どういふふうにお考えなんですか。

○石川政府委員 来年度以降の恩給年額の改定にかかわることだけれども、どういふふうにお考えのか、こういう御質問でございしますが、私どももいたしましては、今後とも恩給年額の改定を行うに当たりましては、恩給がただいま申し上げましたような国家補償的な性格を有するものだというようなこと等の特殊性を十分考慮しながら恩給年額の実質的価値の維持を図る、こういう観点から、恩給法第二条ノ二のつとりまして諸般の事情を総合的に勘案して行つてまいりたい、こういうふうにお考えでございます。

○川端委員 何かそういうお話を聞いてみると、余り頭がよくないので余計わからなくなつてきたのですが、実質的保障、実質的価値を維持するというふうにおっしゃいますと、また考え方が若干違ふと思うのです。

実質的価値を保障するということになるに、生活をしていくという消費というものを考えていくというのであれば物価スライドにするのかという御議論も出てきましようし、あるいは実際もらつていた価値が公務員等の給与というものであれば、公務員の給与と同じようにスライドしていくのだというふうなところにウェイトを置くのかという点にもなりますし、そういう部分を言葉では非常に抽象的に幾らでも言えると思つたのですが、それでは本当にはわからないということ申し上げておきます。これ以上くどくど言いませんけれども、去年、おとしのよう、公務員の給与の改定も低い、物価も非常に安定をしているという状態では、だからこういう変更がその問題にならないということだと思つたわけですが、これからそういう計算をする準拠、参考とする数字自体

体が大きな数字になつてきたときに乖離が起つてくるということに懸念するわけです。そういうことがないようにひとつ御検討いただきたいというふうに思ひます。

今まで御答弁のあつた公務員の給与とあるのは消費者物価の見通し以外に、以外にどうか、そういうものを使つて何か算式的なものをつくつていくというお考えはないのですか。

○石川政府委員 今の話は何かその辺に算式みたいなものがないかということでございます。けれども、過去の物価と公務員給与のあれを見ても、昭和四十八年ころの狂乱物価のころにはそれに合わせて公務員給与の改定率も相当高い数字が出ていた、そういうような点から申しますと、変動の激しいときにはそれなりの数字が恩給の改定率としても出てくる可能性が十分にあるというふうにも私どもも考えているわけでございます。そういう観点から今のような総合勘案方式でもつて今後とも考えてまいりたい、このように考えているところでございます。

○川端委員 ぜひともそうお願いをしたいと思ひます。

もう一つ、こういう一律アップ方式というものをとりますと、今は非常に低い一・二五というところでぞう目立たないですけど、今までの方式と違つて、最低保障額といふゆる最高額との間の格差というものがそのアップ率に比例して拡大していくということに実質的にはなるわけですね。一昨年度までの方式では、給与スライドするという点では、給与自体がそういうことに関して上は上どりがりくというシステムになつていまして、一応格差がほとんど大きくなるというところとは防げる制度になつていたと思うのですが、これからずつと、率は別にしまして、一律に上げるというところの格差、たまたま今回は一・二五というので少ないとはいへ、非常に格差がついていくという方向を持つてしまふわけですが、これも、こういう金額面での上下格差というものに関

してはどういふ御見解をお持ちでしょうか。

○石川政府委員 昭和六十三年の恩給年額の改定は、公務員給与の改善率、物価の上昇率等を総合勘案する方式によりまして一律一・二五の増額改定をするということは先ほどお話しのとおりでございますけれども、これは、ベースアップにおける回帰分析方式を過去に導入いたしました。が、それと同時にまた低額恩給の改善を図るための最低保障制度を導入してまいつたわけでございします。こういった措置によりまして、上下格差が縮小されてきたということが一つございします。それからまた、昭和六十一年度及び六十二年の公務員給与の改善率は比較的低率でございまして、しかも上層下層の色彩が薄かつたというふうなことを考慮いたしまして、一律の増額改定を行うこととしたものでございします。

今後とも一律アップ方式を続けていくかどうかということにつきましては、社会経済情勢の推移あるいは公務員給与改善の傾向といったものを見ながら検討してまいりたいと考えております。

○川端委員 ということは、一律アップ方式自体も、諸般の情勢を見ながら、格差も見ながら、そういう方式をとるかどうかというのも含めてその都度総合的に勘案される、こういうふうな理解してよろしいですか。

○石川政府委員 そういふことでございします。

○川端委員 それから次に、六十三年度予算案で見ますと、恩給費あるいは受給者数ともに六十二年、前年度に比べて減少してきているわけですね。この制度自体が新規の受給者を発生するという制度でございせんので、減少していくのは当然だと思ひますが、今後どういふふうに移していかのか。人員的なもの、総額的なものを含めて、将来的な恩給というもののついて、今の人がだんだん受給資格が失権していくというふうになつていくわけですが、見込みとして長期的にどういふふうな考へておられるのか、いつごろまで続くのか、額的な部分で目安としてどういふふうな

考えておられるのかということ、現在受給者の平均年齢がどれぐらいか、ちよつとお教えをいただきたいと思ひます。

○石川政府委員 年金受給者数につきましては、昭和四十四年度の二百八十二万五千人をピークに年々減少しているところでございますが、昭和六十三年の予算で見込みました受給者数は二百八十四千人ということになっているわけでございます。

恩給受給者の今後の見通しにつきましては、受給者の失権による減少をどのように見ていくかという大きな変換の困難な問題がございますけれども、仮に、昭和六十三年の予算において見込みました受給者数を基礎といたしまして、厚生省の人口問題研究所作成の簡便静止人口表の年齢別死亡率などを用いて推計いたしますと、恩給受給者全体で、五年後の昭和六十八年度には約八十三万人、これは昭和六十三年の数字に比べますと八八％という数字になります。それから十年後の昭和七十三年度には約百五十二万人、対六十三年度比で七三％、二十年後の昭和八十三年度には約六十九万人、対六十三年度比で三三％、こういう数字になるものと見込んでいます。

また、受給者の平均年齢は、昭和六十二年三月末の恩給統計によりますと、受給者全体の総平均年齢が七十一・六歳というふうになっております。

○川端委員 今お示しいただいた数字でも随分高齢化をきてきている、そして死亡による失権者が非常にふえてくると思うのですが、実際、恩給支払いのシステムとして三カ月ごとに支給をされる、このような数で失権者が出てくるということになると、支給をしている間にお亡くなりになつて、その後も手続的な問題でどうしても、どう呼んでいいのかよくわからないのですが、過払いのことが出てくるわけです。

失権者を速やかに把握するという意味で、現在二年ごとに受給権調査というのを行つておられる

と思ひますが、ほかの公的年金などは毎年行つておられるわけですが、こういう面での受給権調査というものをこれからどういうふうに行うに考えておられるのかをお伺ひしたいと思います。

○石川政府委員 受給権調査は、たゞいまお話がございましたように、受給権の存否を的確に把握し適正な支給を確保するというためのものですが、恩給受給権調査は、先生お話しのように現在年金受給の種類ごとに一年置きに調査をしているわけでございます。具体的に申し上げますと、旧軍人の遺族の恩給は、昭和の年号でございますが、偶数年、その他の恩給につきましては奇数年のそれぞれ九月というところで、郵便局を通じてこの受給権調査を実施しているわけでございますが、今お話しのような事情もございまして、その改善について検討を重ねていきたいと思ひます。

その結果、恩給局といたしましては、失権恩給を迅速に捕捉いたしました恩給の適正な支給を確保するために、現行の隔年調査を他の公的年金と同じように全受給者を対象に毎年誕生月に行うという方針を定めて、これを本年の十月から実施することとしております。

○川端委員 毎年誕生月に分けておやりになるというところで、非常に前向きにお取り上げいただいているというのにはよくわかつたのですが、調査する場合、現在は戸籍謄本ないし戸籍抄本といううなものを添えて出さないと。これでいくと、かなり高齢な方が、御家族と一緒に住みながらいいのですけれども、実際お年寄りだけのお住みになつていらっしゃる場合に、毎年戸籍までつけて出せというのにはちよつと大変じゃないかな。公的年金の場合はもう少し簡便な方法をおとりになつていらっしゃるけれども、これから毎年やる場合、ことしの十月から改定されるということですが、手続的にはどういうふうな工夫をされているのか、お伺ひしたいと思います。

○石川政府委員 受給権調査を毎年誕生月に円滑に実施いたしますためには、受給者の御理解と御

協力を得ることが最も肝要なことだというふうな存じているわけでございますけれども、そのためにも受給者の負担を軽減することが御指摘のように必要であると考えているところでござい

ます。このため恩給局といたしましては、申立書に現在本籍地の市区町村長が発行いたします戸籍抄本等を添付する方式をとつていただいておりますが、従来からやつてまいりました調査方式を改めまして、現住地の市区町村長の住民票記載事項証明に変えるなど、手続の簡素化を図ることとして

（戸塚委員長代理退席、前田委員長代理着席）

○川端委員 いろいろと前向きに改善されることになつていくようで、ありがたき思ひます。

しかし、この恩給制度、今までもそうなんです、先ほどの数字にも出てきますように、これからもう一つペースを上げて失権者がふえてくる。そういう中で、一つとしてそういう受給権調査というものを効率よく、そして時期的にも把握が早くできるようにされるということは非常に結構なことだと思ひますが、それでも現実にシステムのどこにどうして失権者というのが出てきた場合に過払いになつてしまふ。

例えばひとり暮らしの御老人である、あるいは御家族も恩給のことはおじいちゃんのお小遣いだからということで余り関与してなくてお亡くなりになつたというときに、手続も何もしないというふうなことでいわゆる過払いというのが、今年度の改定で、極端に言えば何も手続しなかつたときが一番長く二年後にしかわからなかつたのが一年後にわかるようになるということでは、前進は前進なのですが、いろいろなケースで、本来権利がなくなつていくのに、あれは郵政が担当しておられると思うのですが、どんな振り込んでいたというケースは起こつていらっしゃるし、これからもう起こり得るだろうと思ひます。こういう部分の過払いということに関して恩給

局としてはどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか。それから、その実態というふうなものをどのように認識をされているのか、お伺ひをしたいと思います。

○石川政府委員 私どももいたしましては、たゞいま御指摘のございましたような過払いというふうな事態も極力避けなければならぬ、そのために、受給権調査につきましても今回方法を改めて隔年実施を毎年実施に変えさせていただきます、こういう方針をとつていただいておりますけれども、今後ともそうした事態が生じないように郵政省とも緊密な連携をとりながらやつてまいりたい、このように考えております。

○川端委員 現実には、例えばひとり暮らしの御老人がおられて、お亡くなりになつて全然手続をしなかつた、どんな振り込まれていく。その場合はだれも出してないわけですから、調査をして、ああこの人は失権をしていくというときに、手続をとつて返していただくというところはそれでいいと思ひますけれども、それでもシステムのどこに必ず起こつてくる問題。逆に、手続をしなればいけないというのがよくわかつていなくて、どんな振り込まれてきて、周りの御家族が、別に悪意があるわけじゃなくて使つてしまつた。しばらくどんなに使つていたら郵政の方からお手紙が来て、実は払い過ぎていたので返してくださいと言われてびっくりするというふうなケースもあるようであります。そういう部分では無げつてしまふという可能性もあるというふうな認識をするのです。

だから、そういう意味では、制度的に可能な限り早くそういう実態を把握できるということを考えてらるると同時に、その実態が今どういうふうになつていらっしゃるのかというふうなことに認識されているか、もう少しお聞かせいただきたいと思ひますけれども、どうなんでしょう

○石川政府委員 たゞいまお話しのように、今の

た過払いを皆無にするということは、制度の上でこれを十分担保するということは大変難しい問題かというふうにも考えるわけでございます。

私も恩給局といたしましては、ことしの十月から隔年のものを毎年誕生月の調査に改めるという機会に、受給者の皆様方にも必要な手続その他について十分周知徹底を図るよう努力をいたしたいというふうに考えております。

また同時に、これまで隔年実施でやってまいりましたけれども、そうはいいながら、毎年、調査年に当たっておられない方の中で特に御高齢の方を対象にいたしまして補助的な調査を私も行ってまいっておるわけでございますが、そうした形でも何とかそうした事態にならないように早急に受給権の存否の実態を把握したいということで、これまで努力してきてるところでございます。

そういうようなことを今回毎年実施ということにやることによりまして、より正確を期していくように努力をさせていただきたい、またPRも十分にやってそうした事態を未然に防止することにつきましても努力をさせていただきたい、こんなふうに考えておるところでございます。

○川端委員 これからの部分ということはいいんですが、実情としてはどんなふうにお考えになつてゐるのかということなんです。

制度的に非常にそういうものを発生してしまいがちであるということは事実だと思います。だから、可能な限りそういうことの起こらないような手を打っていく。これは難しいでしょうけれども、一番簡単というか、システムの簡単であるけれども実際には多分できないであろうと私、予想するのは、区役所なり市役所にお亡くなりになったということで届け出を行ったときに自動的にそれが横に伝達をされるということに、各種年金等々も全部なれば一番いいだろうと思うのです。これはいろいろな問題があると思うのですが、そういうことも考えていただきたいなと思うのです。

現実にはそういうことで発生は可能な限り抑えて

いくけれども発生はする。そうしたときに、それが今現実にはほとんど問題なく、払い過ぎました、ああそうですかということでは回収ができて、そう手もかからずに問題がないのであればそういうことをもう少し細かくやる必要もないだろうし、現実にはそういう過払いというものが発生したときに、どういう事態で、何とかしなければいけないというところなのかどうか、その認識をお聞かせをいただきたいと思うのです。

○石川政府委員 恩給の過払いにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、死亡等の受給権の異動事由の発生時期と届け出の提出の時期がずれるというふうなことによりまして一時的に過払いが発生するというような事態はあり得るわけでございますが、こうした場合には国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律という法律によりまして、支給官庁でございします郵政官署におきまして適正な債権管理がなされてゐるものというふうに私も考えているところでございます。

現実の問題として、どのような過払い金ほどの程度発生しているかということについては、恩給局としては具体的には今つかんでおりません。

○川端委員 この件はこのぐらいいしておきまして、今、支払い自体を郵政に委託をされるというシステムになつてゐるわけですね。それはそれで結構なんですけれども、そういうときに、予算を立て、これだけという、これは当然見込みですね、当然これより減額してくるわけですね、その分がどういうふうになるか。例えば焦げつきがゼロだとは思えないんですけれども、ということとは、こういう恩給をもらつてゐる人はできるだけ届け出ない方がよいというふうなことを小耳に挟んだことがありまして、そういうふうなことを思わせるというのには実にけしからぬことだと思うのです。

やはり最終的には恩給局ということで管理をされているわけですから、その分は郵政との連携という部分で実態を把握され、問題があれば手を打

つていられるということの姿勢が非常に必要じゃないか。だからその部分で、担当に任じてあるから関与しないということではないのじゃないか。今度受給権調査をされるのも実際には恩給局でやりになるわけですから、そういう観点でまたひとつ御検討いただきたいというふうに思います。それと、いつもこの恩給法案が出てきますと、一番初めに払ふ時期、この法案で改定される四月分から六月分というのは七月六日にお支払いになるといふふうに理解してよろしいのかということと、そういう部分でいえば、こういう法案のタイムリミットというふうな事務処理等は、特に今の時期で問題がないのかということだけ確認をしておきたいと思ひます。

○石川政府委員 恩給の年額の改定は四月分から実施させていただきますという内容になつてゐるわけでございますけれども、支給の実態から申し上げますと、四月分から六月分の三カ月分につきましては七月に支給する、こういう形になつておりますので、今回法改正をお願いしております四月から六月の分につきましては最初の支給月が七月に参る、こういうことで御理解をいただきたいと存じます。

○川端委員 恩給に関連をして、昨年の恩給法等の一部を改正する法律案のときに当委員会でも附帯決議を幾つかしているわけですね。ほとんど同じですが、若干違いも含めて参議院の内閣委員会でも附帯決議をされてゐるわけですね。これらの附帯決議について、ちょうど一年間たつたわけですね。いろいろ善処をしていただきたいこと、検討していただきたいこと等々の決議があります。その一年間の総括をしていただきたいと思ひます。

○石川政府委員 附帯決議の実施状況ということでございますが、昨年当委員会でも恩給法の審議に関連いたしまして付せられました附帯決議のうち、「恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をするとともに各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること」という項目がございします。

これにつきましては、恩給年額の改定は社会経済の諸事情の変動に対応いたしまして恩給の実質的価値を維持することを目的とするものであります。このような変動の状況をあらわす指標として、前年度の公務員給与の改善等にそのよりどころを求めているわけでございまして、恩給年額の水準そのものがいづれ一年おくれになつてゐるというふうには考えていないところでございします。

各種改善の実施時期の一本化につきましては、厳しい財政事情等種々の制約もございしますので、今後慎重に検討させていただきたいというふうに考えているところでございします。

それからまた、「恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること」と。こういう附帯決議がございします。

これにつきましては、最低保障額の改善については、公務員給与の改定、他の公的年金の給付水準との均衡等を勘案してその額を定めてきたところでありまして、昭和六十三年年度においても各種最低保障額を同年四月から一・二五%引き上げることとしてゐるところでございします。

また、普通扶助料の給付水準の改善につきましても、基礎俸給の格上げ、加算年の金額計算への算入、寡婦加算制度の導入等優遇措置を講じてきておりまして、昭和五十二年以降は特にその最低保障額の改善に努めてきたところでございします。

それから次に、「外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること」という点でございします。

未指定の外国特殊法人及び外国特殊機関につきましては、組織の沿革、機関の性格、人事交流の実態等を総合的に勘案いたしましたけれども、また、内地における同種の国策会社等について通算を認めていないということとの均衡から見ましても、通算の対象とすることは適当ではないというふう

考えているところでございます。

次に、「旧満洲国軍内の日本人軍官の処遇問題について検討すること」という点についてでございます。

旧満洲国軍人等外国政府職員期間の通算は、旧満洲国等の特殊性、それから我が国公務員との人事交流等やむを得ない場合に限りまして特例措置として認めているものでございまして、これまでいろいろなケースについて検討し、入れるべきものは取り入れてきたという点から、今後これをさらに拡大するということは適当ではないというふうに考えているところでございます。

○川端委員 当委員会ではなくて参議院の附帯決議の中に、旧日赤看護看護婦等に対する慰労給付金を見直してほしいというふうなことが載っているわけですが、この従軍看護婦の慰労給付金は、昭和六十六年六月に増額をされてからこれでも二年、もうじき三年間据え置きになっているわけですが、この分に関して恩給あるいは各種年金あるいは公務員の給与等々引き上げられてきた中で据え置かれているということなんです、参議院の決議もあるんですが、この点に関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○文田政府委員 お答え申し上げます。

先生御案内のとおり、本措置はこれらの方々の戦時中の特段の御労苦を慰労するというところでございまして、昭和六十六年度に所要の措置を講じたところでございます。ただ、先生御承知のとおり近時の消費者物価指数の上がりというものは極めて低率という次第もありまして、御趣旨に沿い得ないという状態になっておるところでございます。

今後の取り扱いでございますけれども、昭和六十六年度の増額等の経緯も踏まえまして十分慎重に検討してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○川端委員 ぜひとも特段の御配慮をお願いしたいと思っております。

それから、両院の委員会附帯決議の中に、「恩給資格者の処遇について検討すること。」この件に関して長年触れられているわけですが、近々またこの場で審議があると思うので詳しくはその場に譲りたいと思うのですが、特に伺いたいところがあると思うのは、恩給資格者問題ということで長年いろいろな問題について御要望を申し上げてきたところなんです、平和祈念事業特別基金等に関する法律案というのが二月十二日に付託をされているわけですが、恩給資格者等の処遇というものはいわゆる戦後処理問題の大きな一つの問題なんです。そういうものも含めてこういうものが出てきたのかなというふうにも考えるのですが、この平和祈念事業特別基金等に関する法律案というものの考え方、恩欠者の問題、戦後強制抑留者の問題、それから在外資産の問題、いわゆるそういう大きな三つの戦後処理問題というものと今回考えておられる平和祈念事業特別基金等に関する法律案というものの関係といえますか、基本的なお考え方を御聞かせいただきたいと思っております。

○平野政府委員 いわゆる戦後処理問題、ただいま先生も御指摘ございましたとおり、私も大きく分けて三つと思っております。一つは、今御議論もございました、あるいは附帯決議でございました、いわゆる恩給資格者の問題、それからもう一つはシベリアに抑留されたいわゆる戦後強制抑留者の問題、さらには引揚者の在外財産の問題、この三つの問題を私どもいわゆる戦後処理問題として取り扱っているわけでございます。

これらの問題につきましては、これも御承知のとおり、昭和五十七年六月に戦後処理問題懇談会というものを、有識者の方々に御集まりいただきましてお願いをした経緯がございます。そしてその戦後処理懇談会の報告が五十九年十二月に出たわけでございますけれども、その処理懇談会の報告によりますと、そういったいわゆる戦後処理三問題を中心としたいわゆる戦後処理問題につきましては、国としていわゆる補償をすることはないけれども、そういう方々の御苦労というものは大変であつた、そういう方々の心情に思いをいたして、いわゆる戦後処理のために特別基金をつくつたらどうかということの御報告があつたわけでございます。

そこで、私どもそのことを中心といたしましていろいろ論議を重ね、また検討も続けてきたわけでございます。率直に申し上げれば、私が所属しております特別基金の検討調査室というのもその処理懇談会を受けてできた部署であるということも言えるかと思っております。そこで、そういった処理懇談会の報告を踏まえて、それを基本方針としながら私ども今日まで至つてきているわけでございます。

そういう戦後処理懇談会のことを基本方針として私ども政府等とも十分検討した結果出てまいりましたのが、ただいま御指摘がございましたいわゆる平和祈念事業特別基金等に関する法律案ということになるわけでございます。

したがしまして、この平和祈念事業特別基金等に関する法律案、この法律の趣旨というのはこの一条にも書いてあるわけで、また別途御議論、御審議がいただけるものと思っておりますけれども、いわゆる恩欠者の問題あるいは戦後強制抑留者、シベリア抑留者の問題、さらには引揚者と申しますかの在外財産に関する問題、こういう方々の「戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行う」、こういう形で平和祈念事業特別基金というものをつくらせていただきたい、設置していただきたい、こういうことでございまして、このいわゆる恩欠者の問題もその問題の中に含まれておる、その基金の対象に含まれておる、このようにお考えいただきたいと思つておるわけでございます。

○川端委員 昨年もこの問題で御議論がありまして、本番がまた控えているのできょうは詳しくは避けたいと思つていますが、今お述べになりましたように、五十九年十二月に戦後処理問題懇談会の意見といふものが答申が出た。その時点からの部分

では、今おっしゃったようにその三つに関して個別に補償するというふうなものはないんだ、なしで全体的な慰藉をするということ、基金をつくつてやるべきであるというふうな方向が示唆された。ところが六十一年度の選挙の直前になりました、そんなことじゃなくてもとみんな頑張ろうというふうな方が、そういう対象になる方が頑張られたということ、逆に言う、選挙に際しては、いやいやもつとちゃんとしようというふうな公約をされたところがある。そういう中で六十二年に、シベリアを中心として、意識、実態調査という名のもとでありますけれども、いろいろ調査をされ、シベリアに関して何とか一つの方向が出てくるのではないかとというふうな動きになってきた。

そして、今回の平和祈念事業というものは、答申を受けてやるというわけ、結果的にはこれは恩欠者だけということではない、結果的にはこれは恩欠者だけではなくて、シベリア強制抑留者に対しては何かの処置をしようというふうな中で、恩欠者に関してはいわゆる平和祈念事業で、具体的にはどういふものかはまだそれはつきりわからないですけれども、祈念事業としてトータル的に慰藉をしようというふうなことは、とてもじゃないが気持ちとしては恩欠という人たちの慰藉にはならないのではないだろうか、あるいは私たちがそういう人たちに、本当に戦後御苦労さまでございましてというふうにはならないのじゃないだろうかと思つておるわけです。

そういう部分で、平和祈念事業の部分にすべて含まれてやるというには、恩欠者の対策もこれなんですというところは、恩欠者の対策もこれなんです。今まで答申というものを踏まえてやられると言いつながら、シベリアの一部の抑留者に対してはという動きだけがまた出てきて、そうするとこれはどう説明したらいいのだからかというふうな矛盾を生ずることになると思つておるけれども、総合的に戦後処理問題、それから個別の恩欠者問題に関して、長官はどういうふうに御認識をされて

いるのか、お伺いしたいと思います。
○高島國務大臣 シベリア抑留者の問題にいたしまして、大変難しい従来の経緯があるわけでありまして、それらの経緯を踏まえて基金構想というものが出来てまいりまして、それによつて何らかの対応をしようというところで、現在これは総理府の担当で詰めておるところでございますが、したがつて、私の立場から他省庁に關することについて積極的な発言をすることは差し控えなければならぬと思ひます。

ただ、恩欠などの問題についてどういふふうになつてきたのは、いわば恩給制度というものがあつた長期かつ苛烈な戦争を本来予想してつくられておつたものではないわけでありまして、したがつて、戦時加算等いろいろな工夫はいたしてはおりますけれども、もう異常事態の中で発生してきたものでありますから、制度的には必ずしも十分でないところがある。そういうところを何とか御理解を得ながらその処理をしていこうという発想に基づいてやつておるものと思ふわけでありまして、犠牲者ということになればこれはもう切りがございせん。切りがございせんが、そういう中でベストを尽くしたいといふふうに政府としては考へておるところでございます。

○川端委員 この件はまた後日、本格的な法案の審査のときに譲りたいと思ひます。

最後に、附帯決議の中で、きようおいでいただいていふところですが、厚生省の方、これは毎年出てくるのですが、老齡福祉年金の支給制限連の附帯決議、「恩給受給者に対する老齡福祉年金の支給制限を撤廃すること。」これも去年の附帯決議で出てきて一年経過したのですが、大体のお考えはわかつておるのですが、こういうふうな附帯決議が出たのを受けて一年間たつたということでの御答弁をお願いしたいと思います。

○松本説明員 お答えをいたします。

昨年の本内閣委員会におきまして「恩給受給者に対する老齡福祉年金の支給制限を撤廃すること。」という附帯決議がついてゐることは重々承知いたしております。

先ほど田口先生の方からの御質問もあつたわけでございますけれども、老齡福祉年金制度は、国民の皆年金制度が昭和三十六年にスタートいたしましたときに既に高齡に達しておられまして、具体的に申しますと五十歳を超えておられるというところでございますが、そういう方々で年金制度に加入できないという方々に対して、そういう方々の老後生活を支える公的な給付が受けられないわけでございますので、そういう方々に對しまして、全額国庫負担で、また無拠出の仕組みで老齡福祉年金を支給するというところで制度ができたわけでございます。したがつて、老齡福祉年金の制度と申しますのは、基本的には、他の老後生活の支えとなるような機能を有する給付を得られる場合には受給を御遠慮願うというのが立て方でございます。

しかしながら、各種の公的年金制度の中には、恩給の中にもあるわけでございますけれども、非常に低い額の公的年金給付がございまして、そういうものにつきましては一定の額まで老齡福祉年金を併給するという仕組みになつてゐるわけでございます。附帯決議の趣旨、重々承知はしておりますが、このような老齡福祉年金の趣旨からいたしまして、恩給について支給制限を撤廃するということはなかなか難しい問題ではなからうかといふふうに考へてゐるわけでございます。

なお、現在の支給制限の限度額につきましては五十六万九千円でございますけれども、予算案が通りますれば、六十三年におきましては、これを普通恩給の短期在職者の最低保障額の引き上げ幅に見合ひまして五十七万六千円に引き上げるといふことを予定してゐるところでございます。何とか御理解を賜りたいと思ひます。

○川端委員 特にきよの部分であつたのは、恩欠者の問題に關して平和祈念事業というもので包含をしていくというのは、今までの経緯からして

ちよつと筋が通つていないような印象を受けております。戦後処理問題懇談会の答申が出てゐるといふふうにおつしやるけれども、それだけでそれが筋として整合性があるかといふとそうでもない。中身としては極めて政治的であるといふことはわかるのですが、それによつて、高齡に達してきてゐる恩欠者の人々を結果的には振り回したような部分に政治もかかわつてゐるというところは、非常にゆゆしきことではないかといふふうには認識しております。そういう面で、特に今回の平和祈念事業特別基金等に関する法律案が出たときにまたいろいろと御質疑をさせていただきたいと思ひます。その点、よろしくお願ひしたいと思います。

時間が来てしまつたので、これで終わりにしたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○前田委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後四時三十分開議

○近岡委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。竹内勝彦君。

○竹内(勝)委員 まず、恩給法の審議に当たりまして原則的な考へを確認しておきます。

恩給といふものの性格、意義、恩給法そのものにはどうやら規定がないようでございますけれども、恩給の本質的な意義、すなわち恩給といふものは、恩給制度といふものは一体どういふものなのか、まず最初に御答弁をいただきたいと思ひます。

○高島國務大臣 ただいま竹内委員御指摘のように、恩給法には恩給の意義及び性格について別段の規定はございません。學説もいろいろあるようでございますが、私どももいたしましては、公務員が相当年限忠実に勤務して退職した場合、ま

た、公務による傷病のため退職した場合、または、公務のために死亡した場合におきまして、国がその者との特殊な關係に基づき、使用者としてその公務員またはその遺族に給付するものであり、その意味において國家補償的性格を有する年金制度である、このように考へております。

○竹内(勝)委員 いわゆる恩給制度そのものは、ここにも書かれておりますけれども、「我が國の恩給制度は、明治八年の旧軍人恩給制度に始まる。」とは、しばしば解説書等にみられるところであるが、「こういうふうに言われております。戦前、戦中、戦後、いろいろな変遷をたどつてきておるところでございます。

そこで、公的年金制度とそれから恩給制度の違いはどこにあるのかをいひたいと思ひます。

○石川政府委員 恩給は、ただいま大臣からも御答弁申し上げましたように、國が公務員との特殊な關係に基づきまして、長年公務に従事した者あるいは戦没者遺族、戦傷病者等に対して國の補償として給付するものであるわけでございます。

こういうことで、相互扶助の精神に基づき、一定の拠出を行い、保険数理の原則によつて運営される社会保険制度といふものは、そういう点において違ふところであらうかと思ひます。

○竹内(勝)委員 そこで、恩給法適用の場合、その大部分が旧軍人あるいはその遺族の方々でございますが、また、高齡化しておることも事実でございますが、現在の恩給法適用者の内訳はどういふようになつておりますか。

○石川政府委員 昭和六十三年予算でもつて一応想定しております受給者数は、總數で二百八万四千二人といふ数字で、あとは軍人等でございます。

○竹内(勝)委員 平均年齢は大体どの辺になつておりますか。どのようにつかんでおりますか、わかつてゐる分を御答弁ください。

○石川政府委員 平均年齢でございますが、昭和

六十二年三月末の恩給統計によりますと、総平均年齢が七十一・六歳、それから文官等の平均年齢が七十八・九歳、旧軍人等の平均年齢が七十一・一歳、このようになっております。

○竹内(勝)委員 そこで、臨時行政改革推進審議会あるいは行革審等々で見直しがいろいろと言われてまいりました。公的年金制度と同様に検討を要請されておるわけでございします。そのねらいは、制度の基本的な枠組みを変更せずに行うということでございますが、どのような観点からいろいろと見直し、それから恩給適用という問題に關してどのような観点から検討をしたのか、改めてお伺いしておきたいと思ひます。

○石川政府委員 公的年金制度改革に關連いたしました恩給制度の見直しにつきましては、鋭意検討を行つてきたところでございますが、先ほども申しましたように恩給は國家補償の性格を有する制度であり、公的年金制度改革との關連において見直しを行うに当たりましては、まず、恩給制度は、相互扶助の精神に基づき、保険数理の原則によつて運営される公的年金とはその基本的性格を異にしているという点、それから、その対象者がすべて既裁定者であつて新規参入者がないこと、それから三つ目に、対象者の大部分が旧軍人という特殊な職務に服した者やその家族であつて極めて高齢であること、こういった特殊性を考慮する必要があるわけでございまして、これらの点から制度の基本的枠組みを変更することは適當ではないといふことを考へてゐるわけでございします。

○竹内(勝)委員 今、恩給制度が國家補償制度であるから基本的な枠組みの変更は適當ではない、したがつてスライド方式から総合勘案方式により今回の増額改定をした、こういうことでございしますが、もう一度その事情を詳しく、なぜこのようになつて一・二五になつたのか、そういった面ももう少しとわかりやすく、今のままでちよつとわかりません。昨午が二%あるいは一昨午が五%、そういうものが本年一・二五というような形というものはちよつと理解に苦しむわけでござい

ますが、どういふものなのかの事情をもう一度御答弁していただきたいと思ひます。

○石川政府委員 恩給年額の改定につきまして、恩給が國家補償の性格を有するものであること等の特殊性を考慮しつゝ恩給年額の実質価値の維持を図る、こういう観点から、恩給法第二條ノ二のつとりまして、諸般の事情を総合勘案して恩給の改定を行うこととしてゐるところでございします。今後も基本的にこうした考え方に沿うことが適當である、こういうふうに考へてゐるところでございします。

○竹内(勝)委員 もうちよつと詳しく、なぜ本年、六十三年度といたしまして一律一・二五%の増額改定を行おうとしてゐるのか、その点が私はわからないわけですが、もう一度答弁してください。何しろこの状況といふものは、みんなもう年齢も、先ほど平均年齢をお聞きしました、七十一・六歳、こういうような状況で、いよいよ高齢化社会へ突入して、そういう中で皆さんの御苦勞な立場におゐることは間違いないわけですね。そして円高不況、こういう中で、いろいろと生活が大変な中でなせ一・二五%の増額改定にとどまつたのかといふことは、今の御答弁では国民の皆さんからぬと思うのです。もう一度御答弁ください。

○石川政府委員 昭和六十三年度の恩給年額の改定率一・二五%の算定につきましては、恩給が國家補償の性格を有するといふようなことを踏まえまして、また、公務員給与の改定率、これは國家公務員的基本的な俸給表であります(一)俸給表の本俸の改定率によつておりますが、これが一・四六%、それから消費者物価の上昇率が予算編成時の見込みでは〇・二%程度でございしました。こうした諸般の事情を総合勘案いたしました。一・二五%という率をつたつたところでございします。

七年は恩給審議会方式、いろいろあります。その上もありませんが、どういふ事情からかういふような経緯になつたのか、もう一度御答弁ください。

○石川政府委員 それらのいろいろな方式についてはそれぞれそのときその事情があつたわけでございしますけれども、しかし基本的には、恩給の改定率について國家公務員の給与ベース、給与改定を基本に置きながら改定をしてきてゐるという点においてはそれほど大きな違いがない、過去の経緯はそういうことでございします。

○竹内(勝)委員 そうすると、五十一年から六十二年は給与回帰分析方式、六十二年からは総合勘案方式になつた、その前は給与スライド方式から給与回帰分析方式になつた、これはただ言葉がちよつと変わっただけで基本的には全然違ひないんだといふことで、これは何ら意味のないことなんですか、今の答弁では、そんな意味のないこととでやたらに言葉をいろいろと複雑に変えたりするのは問題だと思ふのです。もう一度答弁してください。なぜかういふようになったのか、その経緯を御答弁いただきたい。

○石川政府委員 ただいまの改定方法の経緯についてといふことでございしますが、いろいろ細かい点もございしますので、説明員から答弁させていただきます。

○鳥山説明員 過去の経緯に關する御質問でございしますので、私からお答えさせていただきます。ただいま先生御指摘のとおり、過去、恩給の改定につきましてはいろいろな方法をとつてまいりましたことは事実でございします。特に、昭和三十一年までは公務員給与の改定率と申しますか、公務員給与の(一)俸給表をそのままなぞりまして恩給の仮定俸給表をつくつてきたといふことがございします。ところが、当時公務員の年金制度が恩給から共済制度に移つた、さらに公務員の給与制度がそれまでとつておりました通し号俸制といふのをやめたといふようなこともございまして、何か給与以外の指標をとるべきではなからうかといふことでいろいろ検討をいたしまして、一時、消費水準

あるいは物価といふようなものをつたつた時代がございましたけれども、結局、四十四年から四十七年までは恩給審議会というところで検討してもらいましたその結果を踏まえまして、物価に給与と物価の差の六割を加えた恩給審議会方式といふものでやることにいたしましたわけでございします。

ところが、四十八年の例の石油ショック以来急激に物価が上昇いたしました、それと同時に厚生年金等も大幅な給付アップをいたしました關係上、四十八年からは公務員給与そのものに準拠するという方法をとつてまいりました。四十九年、五十年では、過去その恩給審議会方式で外してまいりました部分につきましても追いつかせたといふような経緯がございします。さらに、五十一年からは公務員給与の平均アップ率だけではなくて公務員給与の改善傾向まで反映させるといふような方式をとつてまいつて、そういうことで六十一年まで推移してまいつたというのが過去の経緯でございします。

○竹内(勝)委員 そこでお伺いいたしますが、この論議は毎年本委員会におきまして行つております。そして昨午は私もただいま申し上げましたように二%アップ、あるいは一昨午は五%アップ、そういう中でこの衆議院内閣委員会におきまして採決が行われ施行されていつたわけでございしますけれども、その都度本委員会が附帯決議をつけておられます。昨年と一昨午の附帯決議の、全部でなくともいいです、主なもの、どのように受けとめて、そしてどのような措置をしたか、その点を御答弁いただきたいと思ひます。

○石川政府委員 昨午の本委員会におきます附帯決議についてでございますが、まず一点、恩給の実施時期に關する附帯決議につきましては、恩給年額の改定は社會經濟の諸事情の変動に対応いたしまして恩給の実質的価値を維持するといふことを目的とするものでございしますから、このような変動の状況をあらわす指標として、前年度の公務員給与の改善等によりどこを求めているわけでございします。しかし、恩給年額の水準そのものが

いわゆる一年おくれになつてゐるというようなものではないというふうに考へてゐるわけでございます。また、各種改善の実施時期の一本化につきましても、厳しい財政事情等種々の制約もございまして、今後慎重に検討させていただきたい、このように考へてゐるところでございます。

それから次に、恩給の最低保障額についての附帯決議がございまして、最低保障額の改善につきましては、公務員給与の改定、他の公的年金の給付水準との均衡等を勘案してその額を定めてきたところでございます。昭和六十三年度におきましても、各種最低保障額を同年四月から一・二五%引き上げることとしたところでありまして、また、普通扶助料の給付水準の改善につきましても、基礎俸給の格上げ、加算年の金額計算への参入、寡婦加算制度の導入等優遇措置を講じてきておりまして、昭和五十二年以降は特にその最低保障額の改善に努めてきたところでございまして、

それから、外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の問題がございまして、この未指定の外国特殊法人及び外国特殊機関につきましては、組織の沿革、機関の性格、人事交流の実態等を総合的に勘案しても、また、内地における同じ種類の国策会社等について通算を認めていないというようなこととの均衡から見ましても、通算の対象とすることは適當ではないと考へてゐるところでございます。

また、旧満州国軍内の日本人軍官の処遇問題についての附帯決議がございまして、この点につきましては、旧満州国軍人等外国政府職員期間の通算につきましては、旧満州国等の特殊性、我が国公務員との人事交流等やむを得ない場合に限りましてこれまでいろいろの特例措置として認めてきてゐるわけでございますが、これをさらに拡大するということについては適當ではないのではないかと、このように考へてゐるところでございます。○竹内(勝)委員 今のは昨年のもので、全部でなくて結構でございますが、一昨年の分に関し

ても。

○石川政府委員 大変申しわけございません。一昨年の附帯決議を私は今手元に持っていないのでございまして、記憶によりましますとほとんど同じような事項であつたかというふうに通つております。

○竹内(勝)委員 今のは昨年の五月十四日、私の手元に附帯決議の内容がございまして、

そこで、私の聞き漏らしか、説明に漏れておつたと思うのですが、「恩給欠格者等の処遇について検討すること」と、これに關してもう一度御説明いただきたいと思います。

○平野政府委員 昨年の恩給法の改正法案のときの附帯決議の一つとして、「恩給欠格者等の処遇について検討すること」というのがあつたかと思ひます。

恩給欠格者の問題、この問題は、既に御承知のとおり私もいゝゆる戦後処理問題として大きく三つの問題としてとらえてゐるもの一つでございます。御承知のとおり、いゝゆる戦後処理問題とは、今御指摘のございました恩給欠格者の問題、あるいはシベリアの抑留者、戦後強制抑留者の問題、あるいは引揚者在在外財産の問題、こういう三つの問題をいゝゆる戦後処理問題としてとらえておるわけでございます。

こういう問題につきましては、五十七年六月に戦後処理問題懇談会というものをつくりまして、そこで大所高所から、いろいろな角度から御議論をいただいたわけでございます。そして五十九年十二月にその報告が出されたわけですが、既に御承知かと思ひますけれども、その趣旨と申しますのは、いゝゆる戦後処理問題につきましては、これ以上国において措置すべきものはないけれども、

関係者の心情に深く思ひをいたせば、「今次大戦における国民の尊厳戦争犠牲者を銘記し、かつ永遠の平和を祈念する意味において、政府において相当額を出し、事業を行うための特別の基金を創設すること」を提唱する。こういう趣旨の報告がなされました。

政府におきましては、この戦後処理問題懇談会の報告を基本方針とし、種々議論を重ね、調査検討を行いました。その結果、別途御審議をいただくわけでございますけれども、恩給欠格者の問題も含めたいゝゆる戦後処理問題につきましても平和祈念事業特別基金というものを創設し、その事業としていろいろなことをやつていこう、こういうことを政府として考へまして、別途御審議をいただくことになつております法案を出させていた

○竹内(勝)委員 この法案が大事なところでございます。先ほど恩給の対象者の人数をお聞きしました。文官と武官とに分けてお聞きしました。二百八万四千二人。そこで、いゝゆる軍恩未受給者、恩給を受けていない人、このメンバーはどれくらいおられますか。そしてまたその内訳がわかりましたら説明してください。それから、その人たちの平均年齢はどういうような形になつておりますか。同じようにこの日本の国のために頑張つた人たちがですね。ところが、私の知つてゐる限りでは未受給者の方が恩給を受けている数よりもずっと多いようですね。その辺の状況を総務庁としてどのようにつかんでおられるのか、その実態をまず最初に明らかにしてください。

○平野政府委員 私どもが承知いたしておりますいゝゆる恩給欠格者に該当する方々の数は、六十一年度に調査をいたしまして、現在生存してゐる方が二百七十五万人程度ではないかと推定いたしております。ただ、ただいま先生が御指摘になりましたその年齢別とかそういうものについては、私ども十分に把握いたしておるわけではございません。

○竹内(勝)委員 内訳を説明してください。○平野政府委員 ただいま私が申しましたとおり、私どもが承知いたしておりますのはいゝゆる旧軍人の方々で現在生きてゐる方々の数、これはどういふふうな調査をしたかと申しますと、全国的に何万人かの方々をサンプル調査いたしました、それに基づいて生存者の数を推定した

という数字でございます。先生がおつしやるような年齢別その他のことについての内訳を私ども承知いたしておるわけではございません。○竹内(勝)委員 それでは、今御説明のございました平和祈念事業特別基金、これはまた今後本委員会でも相当議論していかねばならぬ問題でございますけれども、そのうちシベリア関連の人たちというものはどのように把握しておりますか。○平野政府委員 シベリアのいゝゆる戦後強制抑留者、シベリアに抑留された方々の数、これは厚生省でかつてナホトカから我が国にお帰りになつた方々を初めといたしまして数を把握したことがございます。私どもは、その厚生省の調査をもとにいたしまして、今年度、今月末で終わりますけれども、そこで現在実態を把握してゐるところでございます。私どもの承知してゐる限りにおきましては、シベリアの強制労働に服した方々の数はおよそ五十七万五千人というふうな承知いたしております。そして、そのうち我が国にお帰りになつた方々は四十七万三千人程度と承知いたしております。

○竹内(勝)委員 そこで、年齢の件で掌握してないという御答弁でございますが、恩給を受けてゐる人たちのところから推定しても、先ほどの御答弁で文官の人たちが七十八・九歳、全体平均が七十一・六歳、旧軍人が七十一・一歳、こういうふうな平均年齢をはじいておられますね、間違いないと思ひますが、そうすると、この未受給者も恩給を受けておられる人たちとほぼ同じような平均年齢ではないか、だれが見てもそうなるのじやないかと思ひますが、いかがでございますか。

○平野政府委員 先ほど申しましたとおり、私どもしつかりと年齢階層を把握してゐるわけではございませんが、私どもなりにサンプル調査と申しますか幾らかを調べた限りでは、おおむね先生からお話がございましたとおりの年齢となつておりますので、恩給受給者の方々よりはあつては若干若いかなという感じはしなくもございませ

○平野政府委員 先ほど申しましたとおり、私どもしつかりと年齢階層を把握してゐるわけではございませんが、私どもなりにサンプル調査と申しますか幾らかを調べた限りでは、おおむね先生からお話がございましたとおりの年齢となつておりますので、恩給受給者の方々よりはあつては若干若いかなという感じはしなくもございませ

れども、おおむね同じような年齢になるのではないかと考えております。

○竹内(勝)委員 そこで、総務庁長官に御答弁いただきたいのですが、二百七十五万人の人たちは、とにかくこの日本のために頑張ってお帰りになって、そして御苦労をいただきたい。ところがこの受給者は文官も入れて二百八万四千人ですから、今までの経緯からだんだん減ってきていることは確かでございます。これだけの多くの人が、しかも平均年齢ももう七十歳を超えた、晩年ですよ、もういよいよ総仕上げだ、そういうところにおられる人たちが今どういう気持ちでいるか。今回また恩給も上がります、若干でございますが、しかしこれはいまだにゼロだ。未受給の人たちに対して、総務庁長官、どんなお考えを持っていますか。

○高島国務大臣 恩給制度そのものにつきまして、先ほど申し上げましたように、初めから、相当年月を国家のために専心勤めた人に対して、またはその遺族に対して支給するという建前でござっております。したがって、どこかで線が引かれることはやむを得ないところであります。この恩給制度そのものは、いわゆる前大戦のような非常に苛烈かつ長期にわたる戦争があるということを予想して制定されてはおりませんので、したがってこれを救済するために戦時加算等いろいろ工夫をいたしておるところであります。それでもなおかつ年限に達しないという者につきましては、これはもう恩給制度そのものの性格からいってやむを得ないところでござい

す。しかしながら、御指摘のような国家のために大変御苦労いただいた抑留者あるいは恩欠の皆様方がいらっしゃることは当然わかっておるわけでありますので、それに対して何らかの方法を考えていたかどうかというのが今回の基金の設立しようという趣旨であろうかと思っております。この基金そのものにつきましては、これからお検討していられるものと思ひますし、かつまた総理府

の所管でありますので、私からそれをどうこうするということはいざわば権限外のことでございますからこれ以上言及することは差し控えさせていただきますが、恩給制度そのものがやはりそういう一定の限界があるということをひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○竹内(勝)委員 官房長官もお見えのようでございますので、若干この問題を官房長官にお聞きしておきたいと思ひます。

まず、この戦後処理問題懇談会報告の趣旨に沿って、本年、平和祈念事業特別基金を設立しようとしておる、そして所要の事業を行おうとしておりますが、この基金の設立で軍人恩給未受給者等に対してどのようなことを行おうとしておるのか、まず最初にこの面を答弁してください。

○平野政府委員 平和祈念事業特別基金でございますが、これは法案のことも若干入るわけでございしますが、先ほど私が申し上げましたいわけの三問題の方々を中心とする方々、恩給資格者の方々も当然入るわけでございしますが、そういう方々の「戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行う」ということでござい

ます。具体的には、若干法律に触れて申しわけございませぬけれども、二十七条というところがございますので、そこにその基金が行う具体的な業務の内容が記されてございます。例えて申し上げれば、さきの大戦における御苦労についての記録を整備したり、出版物を出したり、調査研究をしたり、あるいはその基金の目的を達成するために必要な事業を行う、このようになっておるわけでござい

ます。○竹内(勝)委員 三問題にかかわる方々というのは、先ほど私くどいように答弁を求めましたが、この二百七十五万人のうちどういう人たちがですか。要するに、この未受給者は二百七十五万人いますね、そのうちのどういう人たちが、何人がこの三問題にかかわる人たちになるのですか。

○平野政府委員 この基金の対象という言葉を使

わせていただきたいと思ひますけれども、この基金の対象といたしますのは、私先ほど申しましたとおり恩給資格者の方々の問題、あるいは戦後強制抑留者の方々の問題、あるいは引揚者在在外財産の問題の方々の問題、こういうことでございまして、例えば二百七十五万人のうちだれかということになれば、その二百七十五万人全員ということになるかと思ひます。つまりこの基金というのは、さきの大戦において多くの方がいろいろ御苦労されましたけれども、特にそういった三問題に關係する方々の「労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行う」ということでござい

ます。○竹内(勝)委員 私の聞いてゐるのはそんなことじゃない。あなたの説明で、記録の整備だとか調査だとかそういうことをやるのだ、それは大事なことですよ。しかし、そんなことを今未受給の人たちが望んでいるのじゃないのです。受給をして

おる人たちが、現在受けておられる人たちが、文官を入れて二百八万四千、それ以外に未受給の人が二百七十五万人おるのです。この人たちに對してどうするか。例えば個人給付の方法があるのか、例えばこの部分にはこういうような方法があるのだというようなものがあるのか、それを、内訳を聞いてゐるのです。もう一度御答弁ください。

○平野政府委員 個別的な給付があるのかということ等につきましては私がこういうこともやるというのを申し上げたと同時に、この基金の目的を達成するために必要な業務も行うということもあわせて申し上げたところでござい

ますが、その具体的な内容につきましては、実は法律にもその点は書いてあるわけでござい

ますけれども、基金に設けられます運営委員会、ここにおいて基金が

○竹内(勝)委員 官房長官、お忙しいのに恐縮で

ございます。先ほど私は総務庁長官にお伺いいたしました。二百七十五万人も未受給の人たちがおられる。この人たちは同じように日本の国のために頑張つてこられた、その年限が足りない、どこかで線を引かれた。私はこの線を引くことには問題があると思ひます。片や恩給を受けておられる、ところが、その線を引かれたところで片や二百七十五万人の人たちがゼロであるということに關して、官房長官、何らかの措置というものを、個別給付というのですか、そういうことを含めて考えなければならぬときに来ているのではないかと。先ほど平均年齢のこともしやりました。受けておる人も平均年齢が七十一・六歳ですか、そういう平均年齢ですよ。そうするとその後がないのだ。早く、今官房長官が決断をしてもらわないと、これは本当に申しわけない段階ではないか、こう思ひますので、官房長官の御所見をここで伺ひしておきたいと思ひます。

○小淵国務大臣 竹内委員御案内のとおり、戦後未処理問題ということにつきましては、かつて塚原総務長官時代に一応政府としてなすべきことはなしました、こういうことになったわけではございませんけれども、その後いろいろ旧陸海軍の看護婦の問題その他出てまいりまして、こうした問題の取り扱いについてはそのときそのときで政府としても対応してきたわけでござい

ますが、その後今お話しした恩欠の問題その他お話がありまして、こうした問題をどう取り扱つたらいいかというこ

とで御承知のようにこの懇談会がございまして、その結果今御提案申し上げておる基金の法律、こういうことになったわけでござい

ます。そこで、いろいろ御指摘されたことをお聞きし

ますと、恩給受給者も極端に言えば一日の差でその権利を失うというようなことで、そうした方々が今、年齢的にも皆お年を召されてくるというような状況でありまして、心情的には、こうした状況にあられる方々の気持ちを思いまして大変つらい気持ちでございまして、さはさりながら、政府としてはもう既に何回かにわたって戦後の処理すべき問題については一応の結論を経てきたという結果の総決算が実は今度の基金に相なっておりますのでございまして。

そこで、平野参事官から御答弁申し上げておりますとおり、この基金につきましては、その中で運営委員会の委員を選定いたしました、そうした方々のお考えも拝聴しながら最終的な結論を得たいというふうな思っておりますのでございまして、基金の設立とあわせましてこの運営委員会の今後の適正な運び方に我々としてはすべてゆだねていきたいというふうな思っておりますのでございまして。

○竹内(勝)委員 官房長官、もうちょっと補足していただきたいのですが、それは個別給付も含めて検討したい、こういうことでよろしいのですか。

○平野政府委員 広い意味で個別給付も含めてというふうな考えております。

○竹内(勝)委員 もう一度、広い意味——私、頭が悪いからよくわからない。最初の御答弁では記録の整備だとか調査だとかいろいろやるのだというところでございまして、この二百七十五万人、それは確かにどのような形になつていくか、段階的になつていくのかどうかのかわかりません。しかし、その人たちのどれくらい、数はわからないにしても、例えば大半だとかあるいは八〇％だとかあるいは九〇％だとかいろいろ表現の方法はあると思いますが、どういうような人たちが、どれくらいの人たちが、例えばさつき話がありましたシベリア関連四十七万三千人、これだけ個別給付も含めて考えていくんだというのでは、これはちよつと問題が多いと思います。二百七十五万人も

おるのですからね。四十七万三千人のシベリアの関連の人たち以外の人も、広い意味でと今答弁されたのですから、広い意味で個別給付も含めて検討されるのかどうか、それをもう一度御答弁ください。

○平野政府委員 既に御承知のとおり、シベリアにつきましても、同じ法案の別の章ということになりますけれども、個別の慰労の気持ちをあらわすための処遇を四十七万三千人の方々を中心に行うということが書いてあるわけではございません。

ところで、私先ほどそう申しましたのは、実は運営委員会でもございまして、基金に運営に関する重要事項を審議する機関として置くことと書いてございまして、その内容を今から私どもの方からこういうものだというふうなことも申し上げるわけにはいかないということもございましてややあいまいな言い方になつたかと思いますが、恐らくそういう問題も含めて論議されるのではないかなというところまでは申し上げられますけれども、こういうことを審議していただくのだという、政府の審議機関じゃございませんのでそこまでは申し上げるわけにはいかないということではございまして。

○竹内(勝)委員 よくわかりました。ぜひ私の趣旨を踏まえて広く、よろしくお願いしたいと思ひます。

そこでもう一点、この問題に関して質問させていただきます。軍人恩給の不公平とかさういう問題に関して若干申し述べさせていただきましたが、戦争中元軍人の貢献度の評価格差、そういう形で、実役三年で甲という地区出征者は、加算軍歴、そういうもので十二年以上となつて、これが軍人恩給を受給中である、これは御承知のとおりですね。ところがこれに反して、召集三回、実役八年の人でも、乙という地域、丙という地区への出征者は加算軍歴が十二年に不足する、そして軍恩未受給である。もう官房長官も総務庁長官も御承知のとおり、そもそもこの出征地は軍命令という絶対至上命令により定められたものですからね。そういうもので、その責任は軍当局すなわち

政府にある、そういった面が明白ではないか、こういうふうに思ひます。

したがいまして、この加算軍歴が十二年に不足して軍人恩給が未受給、そういった人たちに、先ほど官房長官もいみじくも申しましたが、一日の差で、線をどこで引くかということではございまして、例え今私が申し上げましたこの十二年以上と、十一年十一月二十九日ですか三十日ですか、その一日の違いで未受給という不公平がございまして。そういったものに関してどうですか、どのように考えておりますか。

今私が申し上げましたとおり、もうこのように年齢も召してきておる、後がないんだ。そういうときに、広く検討する、今こういうふうな官房長官に御答弁いただいたわけですが、また、政府はそういう答弁をされたわけではございまして、もつとほかの意味で、これは今のこの平和祈念事業特別基金の今後出てくるであろう法案でございまして、けれども、そうではななくて、もつとほかの慰労年金なり、軍歴期間に応じて段階的に、一括でというのには難しいと思ひます、段階的に何らかのものを支給すべきではないか、こういうふうに考えますが、官房長官、総務庁長官のお二人に御答弁いただきたい。

○石川政府委員 ただいま加算年のお話が出たわけではございまして、加算年は、御案内のとおり戦地勤務等勤務の危険性、特殊性、こういった実態に着目いたしましてその在職年の評価を高める、こういう性格を持ったものでございまして。

したがいまして、この加算制度の枠組みにつきましては戦前から恩給法についてきめ細かく決められていたものでございまして、いわゆる戦務加算年等の加算の程度、それから加算の認められる期間及びその地域、こういったものにつきましては戦時中は戦時で定められておりました、戦時中は戦時中の状況に即してその内容は実質的に戦時、戦後の状況に即してその内容は旧陸海軍省を中心に加算事由の生じた当時において種々検討の上

決定されたものでございまして。

こうしたものでありますので、今日の時点におきまして改めてこれを再検討するというようなことは、こうした加算制度を前提としている恩給制度の中では制度の根本に揺れることになりまして、また制度内部の均衡というような問題もございまして、恩給制度の中でこれを考えるということは適当ではない、こういうふうな考えているところでございまして。

○竹内(勝)委員 勘違いしてはいかぬです。私は今例を言っただけであつて、私があくまでも今議題にしておるのは、二百七十五万人の未受給者に対して何らかの措置を考へる、それにはこの平和祈念事業特別基金の問題だけではなくて、それ以外に、これだけ年齢を召してきておるのだから何らかの給付ということ考へる段階へ来ているじゃないかということ、官房長官と総務庁長官の所見を伺いたいと思ひ、こう言つてゐるわけではございません。

○高島國務大臣 先ほどもお答えをしたところでございまして、恩給制度そのものがそもそも国家に対して長期間公務員として勤めた者に対するいわば国家補償的な性格のものであるということ、最初にまさに御指摘があつて御答弁を申し上げたところでございまして、したがって、相当長期間というものを前提条件として一定の線が引かれたというものでございまして、私のところにも、実は戦地のおつたところがわずかな違いで、実際は長いこといたけれども対象にならない、非常に不公平ではないかというふうないろいろな御要請がございまして。個別のことにつきましては、私の方に申し出のありましたものについては一々恩給局に全部再検討、点検をさせておりますが、なかなか該当させることができない。

非常に残念なことではあります、制度の仕組みそのものがさういふ性格のものでございまして、したがって、事実誤認等があればできるだけ訂正はさるよう努力をいたしてまいりますが、恩給制度としてこれ以上今後これから改正を

してそういうものを入れるという事は不可能であるというふうに考えております。

○小淵國務大臣 先ほど御答弁申し上げましたが、政府としてはだんだんのいろいろな経緯の中で、今委員が御指摘になりました問題も極めて重要な問題だという考え方をいたしてまいりましたけれども、しかしこの解決を見るためには、戦後の未処理問題の処理、こういう形で基金を創設をして、その中で有識者によるところの委員会でお決めのいただきたいというのが考え方でございます。今新たにほかの方法で救済する道がないか、こうお尋ねでございますけれども、残念ながらその道は私どもも今考慮しておらない。したがって、繰り返しますが、基金の中で有識者による委員の皆さんの御判断にゆだねたい、こう考えておるところでございます。

○竹内(勝)委員 私は重ねて要望しておきますが、これでは本当にオール・オア・ナッシングです。片や恩給をずつといただいております、それがこちらには、二百七十五万人の人はゼロだという実態というものを重ねて申し上げて、ぜひひとつ何らかのこの皆様方が納得できるような対処をすることを重ねて要望しておきます。

そこで、もう一度この軍民の格差という問題に關して若干質問しておきますが、戦後各種公務員や公共企業体の職員で退職した人たちは、その公的勤務年数に、そのわずかの軍歴期間をも評価されて、国家の生涯補償の恩典に浴しているときれております。具体的には、例えば軍歴六カ月で年間五万円、軍歴二・五年で年間三十万円から五十万円を共済年金に加給されている。これに対して民間人は、厚生年金、国民年金等ではこれはゼロです。だからこれは官民格差ではないか、こういうふうに言えると思います。つまり厚生年金、国民年金に、この軍歴期間をそういつたところに通算すべきではないか、こういうふうに考えるわけでございますけれども、厚生省来ていただいておりますが、この軍民格差の問題に關してぜひこれを是正していただくことを要望いたしますが、

御答弁をお願いしたいと思います。

○松本説明員 お答えをいたします。先生御指摘のように、国民年金制度あるいは厚生年金保険制度におきましては、軍歴期間を通算するとうような取り扱いをいたしております。

なぜかと申しますと、まず第一に、国民年金制度あるいは厚生年金保険制度におきましては、制度の加入者が保険料を納めた実績に應じて年金給付を行う、こういういわゆる社会保険方式をとっているわけでございます。軍歴期間におきましてはこのような保険料の納付がないということでございます。そういうような期間につきまして制度加入者の保険料負担によつて年金給付を行うというものは、なかなかできないのではないかと、この一つ問題としてございます。

また、国民年金あるいは厚生年金保険の制度がスタートする前から民間のサラリーマンであられる方あるいは自営業を営んでおられる方、当然おられるわけでございますけれども、このような方々に対して、その制度発足前については何らの配慮といひますか特別の取り扱いをしていないわけでもございせん。したがって、仮に軍歴期間の間のようなこの国民年金あるいは厚生年金保険制度の発足前の期間につきまして、保険料を納めていない期間でございますが、国民年金あるいは厚生年金で年金を支給するということになりまして、今申しましたような民間サラリーマンの方あるいは自営業の方々、そういう方々との間に逆に著しい不公平が生じてしまう、こういうような問題がございまして、軍歴期間を通算することにはなかなか難しい問題ではないか、こういうふうに考えているところでございます。

なお、この問題につきましては、昭和五十七年に提出されました総理府の軍歴通算問題に關する報告におきまして、「恩給受給資格年限に満たない軍歴期間を厚生年金保険及び国民年金に通算することは適当でない」というような報告がなされておりますし、また、このことにつきましては

昭和五十九年十二月の戦後処理問題懇談会報告においても確認をされているところでございまして、ひとつ御理解を賜りたいということでございます。

○竹内(勝)委員 認識が不足ですよ、厚生省。私が言っているのは、各種公務員や公共企業体の職員で退職した旧軍人、こういった人たちは評価をされるわけだ。軍歴六カ月でも年間五万円、軍歴二・五年で年間三十万円から五十万円が共済年金に加給される。しかし、同じように国のために頑張ってきた人で民間におられる人は、民間人はこれがゼロだ。これはもうそのこと自体が大きな不公平じゃないですか。それから、そうでない民間の人たちの格差が生ずると言うが、私は国のために頑張った人のことを言っているんだ。いいですか。ほかのことを言っているんじゃないのだ。同じように国のために頑張った人たちの間に格差があるのだから、それを是正することが必要ではないかという要望をしているのです。もう一度御答弁してください。

○松本説明員 お答えを申し上げます。

軍歴期間、御承知のとおりでございます。恩給制度の対象となつておりました期間でございます。現行の共済年金制度は恩給制度を引き継いだいわば一本の制度であるというふうに理解しております。そういう意味からも共済年金制度におきましては軍歴期間も通算されているというふうに私も承知しているところでございます。

一方、国民年金制度あるいは厚生年金保険制度におきましては、制度発足の当初から一定期間の保険料負担というものを給付の要件といたしまして、基本的にはその制度と異なります。この制度との通算というものは、国民年金あるいは厚生年金保険にございまして、国民年金あるいは厚生年金保険にございまして、提出のない軍歴期間を通算してはいないわけでございます。先ほど申しましたけれども、仮に国民年金制度あるいは厚生年金保険制度におきまして軍歴期間を通算する、その期間に

かかる年金給付を行うというふうなことになる。また、制度発足前の他の民間被用者、自営業者等とのアンバランスというふうなこともございまして、なかなか通算は難しいと考えているところでございます。

○竹内(勝)委員 役人の答弁というのはそういう答弁なんだよ。私は、前の制度をどうせいつか言っているんじゃないんだ。

官房長官、せっかくおいでで本当に申しわけございせん。もうしばらくお願いいたします。官房長官、今の論議わかりますね。私が言っているのは、旧軍人で日本のために一生懸命に頑張つてくれた人が、たまたま公務員や公共企業体の職員の人とはそれが加算されて余計もらえるわけですが、そうでなくて民間の人、公務員じゃない人、公共企業体の職員でない人は加算はゼロなんだ。そこにうんと差がある。聞くところによれば、この官民格差は平均一千万円前後ぐらいあるのじゃないか、こういうふうに言っておられるもございせん。そういう面を考えると、これも何とか、過去の制度をどうとかというのを言っているんじゃないのです、この点もまた何か考慮に入れる必要があるんじゃないか、こういうことで官房長官の御所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○小淵國務大臣 政府の正式な見解は先ほど厚生省から申し上げたとおりでございますが、かねて、この問題もいわゆる官民格差論という考え方からして、共済年金に引き継いだ場合あるいは国民年金、厚生年金に引き継いだ場合といたしまして、そういう問題があるのではないかと指摘のあることも承知をいたしておりますが、現在、政府といたしましては、先ほど御答弁申し上げましたような立論によりまして一貫をしてこの問題については処理をいたしておるところでございます。御理解をいただきたいと思います。

○竹内(勝)委員 私は、この問題に關しては今の答弁ではなお不服でございます。官房長官、先ほどの二百七十五万人もおる未受給者、それからそれ以外に今の官民格差の問題、そういう面を踏

まえて、とにかく戦前、戦中、戦後と苦勞して頑張つてこられた人たちに對する措置として、ぜひ心温まる政府の措置というものをよろしく願ひたい。そのことを重ねて要望しておきます。時間の關係であと十分間ぐらい、官房長官、次の問題で、恐縮でございます。

去る二十日に、「税制改革に関する有識者調査」総理府が発表いたしましたね。これは大蔵省の要請によつて行つたと言われておりますけれども、今回のこのアンケートは、国民全体が影響を受ける税制改革について、六十一年二月でございましたか、前回は二十歳以上の男女を対象にして無作為、そういった形のものであつたように伺つておりますが、本来そういった一般世論調査という形で行つてきたわけですから、それが今回有識者を対象にしたんだということ、その内訳等はまた後で御答弁いただきたいと思いますが、こういうふうな方式を変えて行つた理由は何ですか。

○宮脇政府委員 御指摘の調査につきましては、ちやうど政府税調の地方公聴会を実施しておりますことしの二月初めから三月の初めにかけてして実施をいたしましたものでございますが、これは一般の世論調査と異なりまして、一般の世論調査の場合には、国民の意識のトータルはどこら辺にあるか、それを探るのがねらいでございますけれども、今回の調査につきましては、広く国民全体が関心を持つてゐる税制改革が、国民各界でそれぞれ一歩踏み込んでどう御意見の相違があるであろうかということを探るということからいたしました。学識者二百人、報道、経済界、労働関係、農林水産・自営業、中小企業経営者、婦人・青年、サラリーマン、税の実務家各百人、合計千人を対象といたしまして実施をいたしましたのでございます。

申しましたように、今回の調査は国民の各界でそれぞれ持つてゐる御意見というものを個別に把握していくことがねらいでございます。したがうしてこの調査結果をごらんになりましたら、おわかりのように、トータルでの平均などは

いたしております。個々のそれぞれの、例えば報道関係ですとか労働界ですとか経済界、そういうものが中心で考えた調査でございます。

○竹内(勝)委員 そういふ国民各界のものならなおさらこれは大問題だな。その問題は後でまた言ひましよう。

まず官房長官にお伺ひしておきますが、この設問の仕方は、公平に考へて、まず現行税制の問題点、これでは、不公平である、負担が重過ぎる、複雑でわかりにくいなどの七項目の中から不公平感を選んだ人が、全体平均で、報道されているところによると八四・五%、一番多かったというが、調査はこの不公平感が現行の直接税から来ていると決めつけて、次の設問を、直接税のどの点が不公平か、こう設定し、そして今度は、医者や宗教法人などが制度上優遇されている、これは八三・四%の人がこのように答へている。サラリーマンの税負担が重い、これは七一・八%の人から回答を得ておる。

この不公平感の解消策として今度は、間接税のウェイトを高める、これでは七七・四%の高い回答を得たとしておる。これには、あくまでも直接税の中で改善を図る、あるいは間接税のウェイトを高めるなどで課税のバランスをとつた方が公平になる。これは大事なところですが、これを解消するには、あくまでも直接税の中で改善を図る、それから間接税のウェイトを高めるなどで課税のバランスをとつた方が公平になる、この二つしか、二者択一の道しか与えていないなど、こういう設問の仕方、これは各界の意見を聞く、これは私は異論があるところだ。各界ならなおさら、国民みんなが税を一生懸命国のためにやっておるんですよ。有識者が日本の税体系を踏つておるんですよ、そうじゃないでしよう。

それは後で問題にしたいと思ひますけれども、官房長官、この設問の仕方は新型間接税導入への環境づくりとなる意図的な設問と思はざるを得ない。そういう今回の調査というのは、この設問の仕方というのは、これは客観性に欠けるのではないかと、今回のこの世論調査に關して、官房長官の

いか。今回のこの世論調査に關して、官房長官の考えを御答弁ください。

○宮脇政府委員 私どもはいたしましては、客観性を欠くものというふうには考へておりません。○小淵國務大臣 今回の有識者調査につきましては、発表と同時に早速各党からも談話が発表されておりますが、先ほど室長が申し上げましたように、今回の調査は、実は同じようなものを昭和五十八年に厚生年金関係で「二十一世紀の年金」ということでやられて、その二回目ということでございます。この内容につきましても、あらかじめ公表いたしますよということ、公開の原則でこの調査をいたしておるところでございます。

そこで、御指摘ありましたように、この設問について極めて誘導的ではないかということでございますが、今室長が申し上げましたように、政府としては、これからの望ましい税制改正はいかにあるべきかというところに原点を置きながら、国民の中で、特に前回も有識者一千名というのをやっておりますので、同様の方を大体対象にしたからお答えを求めておるところでございます。政府としては意図的にある結論を導くための誘導的設問をしたというふうには理解をいたしております。できる限り今後の税制改正に役立つようなものの結論を得たいということで御質問を申し上げたということでございます。

○竹内(勝)委員 設問内容でも、不公平を解消するためには、直接税だけでは限界があり、間接税で補完した方が公平になるという、御丁寧にそういう意見まで設問の中に紹介してあるのです。官房長官、あなたはよくそれを知つた上で今答へておるのですか。官房長官、もう一度、先ほどの答へに於いて、広く各界の世論を知つていく上においての世論調査とは私は思ひませんが、そんな答へで、それでいいのですか。

○宮脇政府委員 ほかの質問のところにも、例えば十五問では、負担を薄く広く分かち合つていくためとか、そのほか所々々にそれぞれの結果と

なるところなどを説明している質問がございますが、それは決して誘導したりしようとするものではないと思ひます。

○竹内(勝)委員 官房長官、こういう設問は、何か説明文を加えて、そして私が今申し上げましたように、解消するためには、直接税だけでは限界があり、間接税で補完した方が公平になる、そういう意見を述べた上で、しかもまたその中から二者択一のような形で選ばなければならぬというふうな、そういう三段論法、例えば、現行制度は不公平か、そして直接税のどの点か、それから間接税比率の高目改善、こういうふうな三段論法で誘導してくるというふうにとられて仕方がないのです。

官房長官、もう一度、広く各界の意見を調査していくという考え方の上であつて、今回のこの調査をどうとらへ、そして今後どうするのか、今回なぜ今の時期にこれを総理府として、総理府を管轄する官房長官が当然許可されたと思ひますけれども、その総理府が大蔵省からの要請があつたな、ぜ、こういうふうな世論調査を実施したのか、その点をあわせて御答弁ください。

○小淵國務大臣 御質問の趣旨は、誘導したかどうか、誘導を目的にしていたかどうか、こういうことでございますが、そういうために設問に当たつてその前提をいろいろ資料として提示をしたがは答えを求めていくのやり方は不当である、こういう御主張のようでございますが、政府としては、先ほど三段論法が出ましたが、今の税制改正は是非かという前提からいへば、政府としては今税制改正に取り組まなきゃならぬという前提を置いておることは事実なものでありまして、それをそこへ誘導を企図しているかということにつきましては、それぞれ見方があるかと思ひますが、我々としては、政府の基本的考え方としては、一応資料として述べることは、これはお許しを願ひたいと思ひます。それからおもう一点、どうしてこの時期に、こ

いうことでございますが、このことにつきまして、大蔵省からの御依頼もありまして、時たま政府税調の各地での公聴会等が開かれておりましたので、それと軌を一にして、できる限り今の時点でこのそれぞれの方々の御意見を拝聴するいい機会だということでこれを執行させていただいたということでございます。ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○竹内(勝)委員 今後どうしますか、これは。広く各界の意見を先ほど御答弁ですが、今後どのように考えておりますか。

○宮脇政府委員 まず、この調査の分析なり取り扱いにつきましては大蔵省の方でやりになることであらうかと思ひます。

それからまた、国民の民意を問うというようなことにつきましては、今後世論調査をするかどうか等について検討、研究をいたしてまいりたい、かように考えております。

○竹内(勝)委員 今後、そうすると前回行ったような二十歳以上の男女を対象にした通常の無作為の世論調査、こういうようなことを考えておりますか。

○宮脇政府委員 ただいま申し上げましたように、今後の状況を見まして世論調査という方法でやるかどうか研究、検討を進めてまいりたい、かように考えております。

○竹内(勝)委員 官房長官、先ほど広く各界の意見を知っていく上で、まず今回このような学者それから評論家、新聞、テレビ各社の論説委員、報道関係、一部上場企業の役員、労組や農業団体役員云々ですね。これでは私は、非常に上層階級と言ったら語弊があるかも知れませんが、一部だと思ひますよ。広くとは言えないと思ひますので、官房長官、今の御答弁では私ちょっとよくわかりません。どのようなお考えですか。

○小淵国務大臣 今回のこの調査は、実は世論調査ではないですね。要するに、それぞれ各界の方々を分類をいたしまして、その中から抽出で千名の方をお願いをしておるわけで、いわば言つて

みますと、税制に関してかなり専門的な方も含めまして意見を拝聴した、こういうことでござい

ましたが、今御指摘のように、これを広く広げて、世論調査の結果でその数字を出して、そのことによつてまた政治の動向を考えるか、こう言われまると、やはり現在のところでは総理府としてはそうした規模のいわゆる世論調査のような形で国民世論の吸収ということについては考えておらない、こういうことでござい

○竹内(勝)委員 大蔵省来ておりますので、大蔵省どんな考えを持っていますか。

○長野説明員 お答え申し上げます。私も、いろいろな角度から税制に関しましていろいろの方々の御意見を伺うことが大切だと考えておりました、その一環といたしまして、ただいま御指摘の調査の結果も十分に研究してみたいと考えておるところでございます。

一般的な世論調査についてどうかとお尋ねでございますが、私どもが今回の調査を通じて関心を持っておりますのは、いろいろ税に関する知識でありますとか御理解の程度によつて意見が分かれたりすることがございますので、一般的な世論調査につきましては六十二年一月にも結果をちようだして勉強いたしておりますけれども、税に関する知識がどのくらいおありかということが一緒にあつたおきりませんとかなかなか分析が難しいような点も多々ござい

○竹内(勝)委員 そうすると、今官房長官は総理府としては考えていないということでございますが、今の大蔵省の答弁では、まだこれは未定でございます、どういふふうになつていくのか、今後の、六十二年のものもござい

ます。一般的に世論調査についてどうかとお尋ねでございますが、私どもが今回の調査を通じて関心を持っておりますのは、いろいろ税に関する知識でありますとか御理解の程度によつて意見が分かれたりすることがございますので、一般的な世論調査につきましては六十二年一月にも結果をちようだして勉強いたしておりますけれども、税に関する知識がどのくらいおありかということが一緒にあつたおきりませんとかなかなか分析が難しいような点も多々ござい

いは広く一般の人たちの、この前のような二十歳以上の男女無作為というふうなやり方での税制改革に関する調査というものは行われる可能性はあるのかどうか、いや総理府としては絶対やらないんだという答弁なのか、そこだけはっきりしておいてください。

○宮脇政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、今後の状況を見て、いろいろな形で調査を行つていくことを研究、検討は、これは税制改革に限らず各省庁の諸般の行政にわたつてそうござい

○竹内(勝)委員 以上をもつて終わります。ありがとうございました。

○近岡委員長代理 次回は、来る二十四日木曜午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時二十九分散會

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二号表中「四、五五四、〇〇〇円」を「四、六一一、〇〇〇円」に、「三、七九四、〇〇〇円」を「三、八四一、〇〇〇円」に、「三、二二六、〇〇〇円」を「三、一六五、〇〇〇円」に、「二、四七二、〇〇〇円」を「二、五〇三、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇二六、〇〇〇円」に、「一、六一七、〇〇〇円」を「一、六三七、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「四、八四四、〇〇〇円」を「四、九〇五、〇〇〇円」に、「四、〇一九、〇〇〇円」を「四、〇六九、〇〇〇円」に、「三、四四八、〇〇〇円」を「三、四九一、〇〇〇円」に、「二、八三三、〇〇〇円」を「二、八六八、〇〇〇円」に、「二、二七

二、〇〇〇円」を「二、三〇〇、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「四、二七六、二〇〇円」を「四、三二九、七〇〇円」に、「三、九五〇、二〇〇円」を「三、九九九、六〇〇円」に、「三、七八五、八〇〇円」を「三、八三三、一〇〇円」に、「三、六五五、四〇〇円」を「三、七〇一、一〇〇円」に、「二、五七九、一〇〇円」を「二、六一一、三〇〇円」に、「二、四五九、五〇〇円」を「二、四九〇、二〇〇円」に、「二、二一七、七〇〇円」を「二、二四五、四〇〇円」に、「一、八二二、三〇〇円」を「一、八三五、〇〇〇円」に、「一、七四三、四〇〇円」を「一、七六五、二〇〇円」に、「一、六三〇、〇〇〇円」を「一、六五四、八〇〇円」に、「一、五三八、七〇〇円」を「一、五五七、九〇〇円」に、「一、三三五、二〇〇円」を「一、三七二、一〇〇円」に、「一、二〇二、一〇〇円」を「一、二七二、一〇〇円」に、「一、一五九、九〇〇円」を「一、一七四、四〇〇円」に、「一、一三〇、三〇〇円」を「一、一四四、四〇〇円」に、「一、一〇三、九〇〇円」を「一、一七二、七〇〇円」に、「一、〇七七、八〇〇円」を「一、〇九一、三〇〇円」に、「一、〇三五、八〇〇円」を「一、〇四八、七〇〇円」に、「一、四四三、〇〇〇円」を「一、四六一、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「四、二七六、二〇〇円」を「四、三二九、七〇〇円」に、「三、九五〇、二〇〇円」を「三、九九九、六〇〇円」に、「三、七八五、八〇〇円」を「三、八三三、一〇〇円」に、「三、六五五、四〇〇円」を「三、七〇一、一〇〇円」に、「二、五七九、一〇〇円」を「二、六一一、三〇〇円」に、「二、四五九、五〇〇円」を「二、四九〇、二〇〇円」に、「二、二一七、七〇〇円」を「二、二四五、四〇〇円」に、「一、八二二、三〇〇円」を「一、八三五、〇〇〇円」に、「一、七四三、四〇〇円」を「一、七六五、二〇〇円」に、「一、六三〇、〇〇〇円」を「一、六五四、八〇〇円」に、「一、五三八、七〇〇円」を「一、五五七、九〇〇円」に、「一、四四五、九〇〇円」を「一、四六四、〇〇〇円」に、「一、三三五、二〇〇円」を「一、三七二、一〇〇円」に、「一、二七二、一〇〇円」を「一、二〇二、一〇〇円」に、「一、一五九、九〇〇円」を「一、一七四、四〇〇円」に、「一、一三〇、三〇〇円」を「一、一四四、四〇〇円」に、「一、一〇三、九〇〇円」を「一、一七二、七〇〇円」に、「一、〇七七、八〇〇円」を「一、〇九一、三〇〇円」に、「一、〇三五、八〇〇円」を「一、〇四八、七〇〇円」に、「一、四四三、〇〇〇円」を「一、四六一、〇〇〇円」に改める。

〇〇円を「一、三三〇、二〇〇円」に、「一、二三
八、七〇〇円」を「一、二五四、二〇〇円」に、「一、
一〇三、九〇〇円」を「一、一七、七〇〇円」に、
「一、〇七七、八〇〇円」を「一、〇九一、三〇〇
円」に、「一、〇三五、八〇〇円」を「一、〇四八、七
〇〇円」に、「一、一二二、〇〇〇円」を「一、一三
六、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十
八年法律第五十五号)の一部を次のように改
正する。

附則第二十七条ただし書中「百四十四万三千
円」を「百四十六万六千円」に、「百十二万二千円」
を「百十三万六千円」に改める。

附則表第一を次のように改める。

附則表第一(附則第十三条関係)

階級	仮定俸給年額
大將	六、二六一、八〇〇円
中將	五、五八〇、七〇〇円
少將	四、四三三、四〇〇円
大佐	三、八三三、一〇〇円
中佐	三、六六七、八〇〇円
少佐	二、八六六、四〇〇円
大尉	二、四二七、一〇〇円
中尉	一、九二七、七〇〇円
少尉	一、六五〇、四〇〇円
准士官	一、五二一、六〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、二五四、二〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、一七四、四〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、一四四、四〇〇円
兵	一、〇四八、七〇〇円
備考	各階級は、これに相当するものを含 むものとする。

附則表第四中「一、四七六、〇〇〇円」を「一、

四九四、〇〇〇円」に改める。

附則表第五中「一、三四一、〇〇〇円」を「一、
三五八、〇〇〇円」に、「一、〇七六、〇〇〇円」を
「一、〇八九、〇〇〇円」に、「八六五、〇〇〇円」
を「八七六、〇〇〇円」に、「七六五、〇〇〇円」を
「七七五、〇〇〇円」に改める。

附則表第六から附則表第八までを次のよ
うに改める。

附則表第六(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
六、二六一、八〇〇円	六、一一一、〇〇〇円
五、五八〇、七〇〇円	五、四七九、九〇〇円
四、四三三、四〇〇円	四、三二九、七〇〇円
三、八三三、一〇〇円	三、七〇一、一〇〇円
三、六六七、八〇〇円	三、四九八、〇〇〇円
二、八六六、四〇〇円	二、七六五、三〇〇円
二、四二七、一〇〇円	二、二四五、四〇〇円
一、九二七、七〇〇円	一、七六五、二〇〇円
一、六五〇、四〇〇円	一、五五七、九〇〇円
一、五二一、六〇〇円	一、三七二、一〇〇円
一、二五四、二〇〇円	一、一四四、四〇〇円
一、一七四、四〇〇円	一、〇九一、三〇〇円
一、一四四、四〇〇円	一、〇四八、七〇〇円
一、〇四八、七〇〇円	九二三、九〇〇円

附則表第六の二(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
六、二六一、八〇〇円	六、七三一、四〇〇円
五、五八〇、七〇〇円	六、〇〇四、五〇〇円
四、四三三、四〇〇円	五、〇八一、三〇〇円
三、八三三、一〇〇円	四、四三三、四〇〇円
三、六六七、八〇〇円	四、一六五、二〇〇円
二、八六六、四〇〇円	三、三二四、五〇〇円

二、四二七、一〇〇円 二、七六五、三〇〇円

一、九二七、七〇〇円 二、二〇三、五〇〇円

一、六五〇、四〇〇円 一、九二七、七〇〇円

一、五二一、六〇〇円 一、七四一、〇〇〇円

一、二五四、二〇〇円 一、四一七、九〇〇円

一、一七四、四〇〇円 一、三三〇、二〇〇円

一、一四四、四〇〇円 一、二八八、四〇〇円

一、〇四八、七〇〇円 一、一七四、四〇〇円

附則表第七(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
二、四二七、一〇〇円	二、六一一、三〇〇円
一、九二七、七〇〇円	二、〇八二、五〇〇円
一、六五〇、四〇〇円	一、八三五、〇〇〇円
一、五二一、六〇〇円	一、六五〇、四〇〇円

附則表第八(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
二、四二七、一〇〇円	三、〇〇九、六〇〇円
一、九二七、七〇〇円	二、三六七、一〇〇円
一、六五〇、四〇〇円	二、一三三、五〇〇円
一、五二一、六〇〇円	一、九二七、七〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律の一部改正)
第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に
關する法律(昭和三十一年法律第七十七号)
の一部を次のように改正する。

第三條第二項ただし書中「百十二万二千円」を
「百十三万六千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四
十一年法律第二十一号)の一部を次のように
改正する。

附則第八條第一項中「昭和六十二年四月分」を

「昭和六十三年四月分」に改め、同項の表中「八
九六、九〇〇円」を「九〇八、一〇〇円」に、「六七
二、七〇〇円」を「六八一、一〇〇円」に、「五三八
一、〇〇円」を「五四四、九〇〇円」に、「四四八、五
〇〇円」を「四五四、一〇〇円」に、「六二七、二〇
〇円」を「六三五、〇〇〇円」に、「四七〇、四〇〇
円」を「四七六、三〇〇円」に、「三七六、三〇〇
円」を「三八一、〇〇〇円」に、「三一三、六〇〇
円」を「三一七、五〇〇円」に改め、同條第四項中
「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十三年
三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四
十六年法律第八十一号)の一部を次のように改
正する。

附則第十三條第二項の表中「三、四七一、五〇
〇円」を「三、五一四、九〇〇円」に、「二、八九五、
六〇〇円」を「二、九三一、八〇〇円」に、「二、三
九三、一〇〇円」を「二、四二二、〇〇〇円」に、
「一、八九六、八〇〇円」を「一、九二〇、五〇〇
円」に、「一、五四二、六〇〇円」を「一、五六一、九
〇〇円」に、「一、二四九、九〇〇円」を「一、二六
五、五〇〇円」に、「一、一三六、四〇〇円」を「一、
一五〇、六〇〇円」に、「一、〇三四、四〇〇円」を
「一、〇四七、三〇〇円」に、「一、八三一、六〇〇円」
を「一、八四二、〇〇〇円」に、「六七、九〇〇円」を
「六八〇、三〇〇円」に、「五九一、一〇〇円」を
「五九八、五〇〇円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五
十一年法律第五十一号)の一部を次のように改
正する。

附則第十五條第二項中「三十一万三千六百円」
を「三十一万七千五百円」に、「二十三万五千二
百円」を「二十三万八千五百円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から
施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭

和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。附則第十條第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。若しくは公務員に準ずる者（同項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十三年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法（改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第八條において同じ。）の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（傷病恩給に関する経過措置）

第三條 増加恩給（第七項の増加恩給を除く。）については、昭和六十三年四月分以降、その年額（恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給法第六十五條第一項に規定する年額に改定する。

第四條 昭和六十三年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第五條 第七項の増加恩給については、昭和六十三年四月分以降、その年額（法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六條 傷病年金については、昭和六十三年四月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七條 特例傷病恩給については、昭和六十三年四月分以降、その年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）附則第十三條第三

項及び第四項の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第八條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（傷病者遺族特別年金に関する経過措置）

第九條 傷病者遺族特別年金については、昭和六十三年四月分以降、その年額を、改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十五條の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

（恩給年額の改定の場合の端数計算）

第十一條 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数がある

ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十二條 昭和六十三年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二條又は第八條の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則別表（附則第二條関係）

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額		仮定俸給年額	
九二一、五〇〇円	九二二、九〇〇円	一、七一九、五〇〇円	一、七四一、〇〇〇円
九三三、〇〇〇円	九六四、九〇〇円	一、七四三、四〇〇円	一、七六五、二〇〇円
九四四、七〇〇円	一、〇〇七、一〇〇円	一、八二一、三〇〇円	一、八三五、〇〇〇円
一、〇三五、八〇〇円	一、〇四八、七〇〇円	一九〇三、九〇〇円	一九二七、七〇〇円
一、〇七七、八〇〇円	一、〇九一、三〇〇円	二、〇〇五、一〇〇円	二、〇三〇、二〇〇円
一、〇三三、九〇〇円	一一一七、七〇〇円	二、〇五六、八〇〇円	二、〇八二、五〇〇円
一一三〇、三〇〇円	一一四四、四〇〇円	二、一〇六、二〇〇円	二、一三二、五〇〇円
一一五九、九〇〇円	一一七四、四〇〇円	二、一七六、三〇〇円	二、二〇三、五〇〇円
一二〇二、一〇〇円	一二二七、一〇〇円	二、二二七、七〇〇円	二、二四五、四〇〇円
一二三八、七〇〇円	一二五四、二〇〇円	二、三三七、九〇〇円	二、三六七、一〇〇円
一二七二、五〇〇円	一二八八、四〇〇円	二、三九七、一〇〇円	二、四二七、一〇〇円
一、三三三、八〇〇円	一、三三〇、二〇〇円	二、四五九、五〇〇円	二、四九〇、二〇〇円
一、三五五、二〇〇円	一、三七二、一〇〇円	二、五七九、一〇〇円	二、六一一、三〇〇円
一、四〇〇、四〇〇円	一、四一七、九〇〇円	二、六九九、八〇〇円	二、七三三、五〇〇円
一、四四五、九〇〇円	一、四六四、〇〇〇円	二、七三一、二〇〇円	二、七六五、三〇〇円
一、五〇二、八〇〇円	一、五二一、六〇〇円	二、八三一、〇〇〇円	二、八六六、四〇〇円
一、五三八、七〇〇円	一、五五七、九〇〇円	二、九七二、四〇〇円	三、〇〇九、六〇〇円
一、五八五、〇〇〇円	一、六〇四、八〇〇円	三、一一二、四〇〇円	三、一五一、三〇〇円
一、六三〇、〇〇〇円	一、六五〇、四〇〇円	三、一九九、一〇〇円	三、二三九、一〇〇円
		三、二八三、五〇〇円	三、三二四、五〇〇円
		三、四五四、八〇〇円	三、四九八、〇〇〇円
		三、六二二、五〇〇円	三、六六七、八〇〇円
		三、六五五、四〇〇円	三、七〇一、一〇〇円
		三、七八五、八〇〇円	三、八三三、一〇〇円
		三、九五〇、二〇〇円	三、九九九、六〇〇円
		四、一一三、八〇〇円	四、一六五、二〇〇円
		四、二七六、二〇〇円	四、三二九、七〇〇円
		四、三七八、七〇〇円	四、四三三、四〇〇円
		四、四八八、〇〇〇円	四、五四四、一〇〇円
		四、六九八、五〇〇円	四、七五七、二〇〇円

四、九一一、三〇〇円	四、九七二、七〇〇円
五、〇一八、六〇〇円	五、〇八一、三〇〇円
五、一二〇、三〇〇円	五、一八四、三〇〇円
五、三二二、二〇〇円	五、三八八、七〇〇円
五、四一二、二〇〇円	五、四七九、九〇〇円
五、五一一、八〇〇円	五、五八〇、七〇〇円
五、六八七、九〇〇円	五、七五九、〇〇〇円
五、八六五、七〇〇円	五、九三九、〇〇〇円
五、八九九、〇〇〇円	五、九七二、七〇〇円
五、九三〇、四〇〇円	六、〇〇四、五〇〇円
五、九六一、九〇〇円	六、〇三六、四〇〇円
六、〇三五、六〇〇円	六、一一一、〇〇〇円
六、一八四、五〇〇円	六、二六一、八〇〇円
六、三三三、五〇〇円	六、四一二、七〇〇円
六、四〇七、二〇〇円	六、四八七、三〇〇円
六、四八二、七〇〇円	六、五六三、七〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が九一二、五〇〇円未満の場合又は六、四八二、七〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇二五を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

理由

最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給等の最低保障額等の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十三年三月三十日印刷

昭和六十三年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K